

# 埼玉県流域下水道接続等取扱要綱

令和3年3月

埼玉県下水道局

# 目 次

○ 埼玉県流域下水道接続等取扱要綱	1
-------------------	---

## 第1章 総 則

第1条（趣旨）	1
第2条（定義）	1

## 第2章 流域関連公共下水道の接続

第3条（接続の承認）	1
第4条（同意の基準）	2
第5条（接続工事の着手の届出及び完成検査）	2

## 第3章 流域下水道の使用

第6条（使用の承認）	2
第7条（承認の基準）	2
第8条（処理開始の公示内容の通知）	2
第9条（区域外流入の協議等）	3
第9条の2（排水設備設置義務免除の許可の通知）	3

## 第4章 公共下水道管理者への依頼等

第10条（下水道普及状況等の提出依頼）	3
第11条（接続等協議予定の提出依頼）	3
第12条（流域下水道へ流入する下水の水質及び水量等の調査依頼）	4
第13条（特定事業場等からの排出水の調査依頼）	4
第14条（特定施設等の設置等に係る通知）	4
第15条（流域関連公共下水道の利用者に対する処分の通知）	5
第15条の2（合流式下水道に係る雨天時放流水質の測定）	5

第15条の3（特定事業場等からの排水による事故時の措置の通知）	5
---------------------------------	---

## 第5章 公共下水道管理者の責務

第16条（下水道条例の制定）	6
第17条（特定事業場等監視）	6
第18条（公共下水道巡視）	6
第19条（原因調査）	6
第20条（事故時の応急措置命令）	7
第21条（雨天時浸入水対策の実施）	7

附 則	7
-----	---

### 別 記

別記1 流域下水道への接続に係る軽微な変更（第3条関係）	9
別記2 流域下水道接続基準（第4条関係）	9
別記3 流域下水道使用基準（第7条関係）	10
別記4 下水の水質及び水量に関する調査方法（第12条関係）例	11
別記5 公共下水道管理者に下水の水質に係る原因調査依頼を行う基準（第12条関係）	11
別記6 排水水質についての調査を要する事業場及び集合住宅（第13条関係）	12
別記7 特定事業場等からの排水水質の調査方法（第13条関係）例	13
別記8 特定事業場等からの排水水質による事故（第15条の3条関係）	14
別記9 事故時の応急措置（第20条関係）例	14
別添図（別記2関係）	15

### 別 記 様 式

別記様式1	22
別記様式2	24
別記様式3	25
別記様式4	26

別記様式 5	2 7
別記様式 6	2 8
別記様式 7	3 2
別記様式 8	3 3
別記様式 8 の 2	3 4
別記様式 8 の 3	3 5
別記様式 8 の 4	3 6
別記様式 9	3 7
別記様式 1 0	3 9
別記様式 1 1	4 2
別記様式 1 2	4 5
別記様式 1 2 の 2	4 7
別記様式 1 3	4 9
別記様式 1 4	5 2
別記様式 1 5	5 3
別記様式 1 6	5 4
別記様式 1 7	5 5
別記様式 1 8	5 8
別記様式 1 9	6 1

○ 埼玉県流域下水道接続等取扱要綱別記様式作成要領 . . . . . 6 4

別記様式 1 関係	6 4
別記様式 6 関係	6 6
別記様式 8 の 2 関係	7 1
別記様式 9 関係	7 2
別記様式 1 0 関係	7 5
別記様式 1 1 関係	7 7
別記様式 1 2 関係	7 7
別記様式 1 2 の 2 関係	7 8
別記様式 1 3 関係	7 8
別記様式 1 4 関係	7 8
別記様式 1 5 関係	7 8

別記様式 1 7 関係	7 9
別記様式 1 8 関係	7 9
別記様式 1 9 関係	8 0

# 埼玉県流域下水道接続等取扱要綱

## 第 1 章 総 則

### (趣 旨)

**第 1 条** この要綱は、流域下水道への流域関連公共下水道の接続、流域下水道の使用その他流域下水道の円滑な運営について必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

**第 2 条** この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 流域下水道 埼玉県が管理する下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 号イに規定する流域下水道をいう。
- (2) 流域下水道管理者 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行う埼玉県をいう。
- (3) 流域関連公共下水道 法第 6 条第 4 号に規定する流域関連公共下水道をいう。
- (4) 公共下水道管理者 流域関連公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行う市町をいう。

## 第 2 章 流域関連公共下水道の接続

### (接続の承認)

**第 3 条** 公共下水道管理者は、流域下水道に流域関連公共下水道を接続しようとするときは、当該接続の工事（以下「接続工事」という。）を開始しようとする日から起算して 30 日以前に、別記様式 1 の申請書を流域下水道管理者に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更（別記 1 に定める軽微な変更を除く。）しようとするときも同様とする。

**2** 流域下水道管理者は、前項の承認をするときは、当該公共下水道管理者に対し、別記様式 2 の承諾書を交付するものとする。

### 関連通知

埼玉県流域下水道接続等取扱要綱及び同要綱別記様式作成要領の運用について（令和 3 年 3 月 19 日付け下事第 520 号下水道局長通知）

(同意の基準)

**第4条** 前条第1項の承認の基準は、別記2に定めるとおりとする。

(接続工事の着手の届出及び完成検査)

**第5条** 公共下水道管理者は、接続工事を開始しようとするときは、あらかじめ、別記様式3の届出書を流域下水道管理者に提出しなければならない。

2 公共下水道管理者は、前項の接続工事が完成したときは、直ちに、別記様式4の検査請求書を流域下水道管理者に提出し、その検査を受けなければならない。

3 流域下水道管理者は、前項の検査をしたときは、その結果を別記様式5により、公共下水道管理者に通知するものとする。

関連通知

埼玉県流域下水道接続等取扱要綱及び同要綱別記様式作成要領の運用について(令和3年3月19日付け下事第520号下水道局長通知)

### 第3章 流域下水道の使用

(使用の承認)

**第6条** 公共下水道管理者は、流域下水道を使用して下水の処理を開始しようとするときは、当該下水を処理すべき区域について、法第9条第2項の規定に基づき準用する同条第1項の規定に基づく公示をする日から起算して30日以前に、流域下水道管理者に別記様式6の申請書を提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた区域を変更しようとするときも、同様とする。

2 流域下水道管理者は、前項の承認をするときは、当該公共下水道管理者に対し、別記様式7の承認書により回答するものとする。

関連通知

埼玉県流域下水道接続等取扱要綱及び同要綱別記様式作成要領の運用について(令和3年3月19日付け下事第520号下水道局長通知)

(承認の基準)

**第7条** 前条第1項の承認の基準は、別記3に定めるとおりとする。

(処理開始の公示内容の通知)

**第8条** 第6条の承認を受けた公共下水道管理者は、当該承認を受けた区域について、法第9条第2項の規定に基づき準用する同条第1項の規定に基づく公示をしたと

きは、当該公示をした日から起算して10日以内に、公示の内容を別記様式8の通知書により、流域下水道管理者に通知するものとする。

#### (区域外流入の協議等)

**第9条** 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道の処理区域外からの下水を流域関連公共下水道に受け入れようとするときは、あらかじめ、別記様式8の2の協議書により、流域下水道管理者と協議しなければならない。協議した事項を変更しようとするときも、同様とする。

**2** 公共下水道管理者は、前項の協議に係る下水の受入れを許可し、又は認めたときは、当該受入れを許可し、又は認めた日から起算して10日以内に、別記様式8の3の通知書により、流域下水道管理者に通知するものとする。

**3** 公共下水道管理者は、第1項の協議に係る下水の受入れを許可し、又は認めた区域について、速やかに下水道事業計画等との整合を図るものとする。

#### 関連通知

埼玉県流域下水道接続等取扱要綱及び同要綱別記様式作成要領の運用について(令和3年3月19日付け下事第520号下水道局長通知)

#### (排水設備設置義務免除の許可の通知)

**第9条の2** 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道の処理区域内の者に対し、法第10条第1項ただし書きの規定に基づく許可をしたときは、当該許可をした日から起算して10日以内に、別記様式8の4の通知書により、流域下水道管理者に通知するものとする。

## 第4章 公共下水道管理者への依頼等

#### (下水道普及状況等の提出依頼)

**第10条** 流域下水道管理者は、毎年度当初に、前年度末の流域関連公共下水道の普及状況等について、別記様式9により普及実績調書の提出を公共下水道管理者に依頼するものとする。

#### (接続等協議予定の提出依頼)

**第11条** 流域下水道管理者は、毎年度当初に、当該年度及び次年度に公共下水道管理者が第3条第1項及び第6条第1項の申請予定について、別記様式10により予定調書の提出を公共下水道管理者に依頼するものとする。



**(流域下水道へ流入する下水の水質及び水量等の調査依頼)**

**第12条** 流域下水道管理者は、毎年度当初に、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入する下水の水質及び水量等について、別記4を参考として公共下水道管理者が定めたところにより調査を実施するよう、別記様式11により公共下水道管理者に依頼するものとする。

2 流域下水道管理者は、第1項及び県による水質測定において、別記5に定める基準を超過する値が測定された場合は、法第25条の16に基づき、別記様式12により、原因の調査を公共下水道管理者に要請するものとする。また、公共下水道管理者への連絡が必要な場合は、別記様式12の2により通知するものとする。

3 公共下水道管理者は、第2項による調査を求められたときは、20日以内に、原因を調査し、調査の結果を報告しなければならない。ただし、別に期限を定める場合は、この限りでない。

**(特定事業場等からの排出水の調査依頼)**

**第13条** 流域下水道管理者は、毎年度当初に、法第12条の2第1項に規定する特定事業場（以下「特定事業場」という。）及び別記6に定める事業場及び集合住宅（以下「特定事業場等」という。）から流域関連公共下水道へ排除される下水の水質について、別記7を参考に公共下水道管理者が定めたところにより、法第13条に基づき調査を実施するよう、別記様式13により公共下水道管理者に依頼するものとする。

**(特定施設等の設置等に係る通知)**

**第14条** 公共下水道管理者は、法第12条の10第1項の規定に基づく流域下水道管理者への通知を、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から起算して10日以内に、別記様式14の通知書により、行うものとする。

(1) 法第12条の3、第12条の4、第12条の7又は第12条の8第3項の規定による届出に係る事項の通知

当該届出を受理した日

(2) 法第12条の5の規定による命令の内容の通知

当該命令をした日

2 公共下水道管理者は、工場又は事業場若しくは集合住宅から下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第9条第1項第4号に該当する水質又は令第9条の10若しくは第9条の11第1項第3号若しくは第6号若しくは第2項各号（第2号、6号及び第7号にあっては、ただし書きを除く。）に定める基準に

適合しない水質の下水を流域関連公共下水道に排除する原因となる施設（法第12条の2第1項に規定する特定施設を除く。以下「悪質下水排出施設」という。）に関して、次の各号に定めるところにより、届出をするよう指導し、その届出を受理したときは、当該届出に係る事項を、当該届出があった日から起算して10日以内に、別記様式15の通知書により、流域下水道管理者に通知するものとする。

- (1) 悪質下水排出施設を設置しようとする者又はその設置者に対しては、法第12条の3第1項若しくは第3項、第12条の4又は第12条の7の規定に準じ、公共下水道管理者に届け出させること。この場合において、これらの規定中「特定施設」とあるのは「悪質下水排出施設」と読み替えるものとする。
- (2) 悪質下水排出施設の設定又は使用の届出をした者から当該届出に係る悪質下水排出施設を譲り受け、又は借り受けた者に対しては、当該譲り受け、又は借り受けた日から起算して30日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出させること。悪質下水排出施設の設定又は使用の届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人に対しても、同様とする。

#### **（流域関連公共下水道の使用者に対する処分の通知）**

**第15条** 公共下水道管理者は、法第37条の2又は第38条の規定による処分、流域下水道の維持管理に関連するものを行ったときは、当該処分をした日から起算して10日以内に、別記様式16の通知書により、流域下水道管理者に通知するものとする。

#### **（合流式下水道の雨天時放流水質検査結果の通知）**

**第15条の2** 合流式下水道を採用している公共下水道管理者は、令第6条第2項に規定する放流水質の技術上の基準に関する水質検査について、流域下水道管理者と協議の上、少なくとも年1回実施し、その結果を雨天時放流が終了した日から起算して30日以内に、別記様式17により流域下水道管理者に通知するものとする。

#### **（特定事業場等からの排水による事故時の措置の通知）**

**第15条の3** 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者から、法第12条の9第1項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、法第12条の10第2項に基づき、速やかに別記様式18により流域下水道管理者に通知するものとする。

また、悪質下水排出施設設置事業場に関しても、届出をするよう依頼し、その届出を受理したときは当該届出に係る事項を、速やかに別記様式18により流域下水道管理者に通知するものとする。

2 公共下水道管理者は、法第12条の9第2項の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、法第12条の10第2項に基づき、速やかに別記様式19により流域下水道管理者に通知するものとする。

また、悪質下水排出施設設置事業場に関しても、応急の措置を講ずるよう依頼し、当該依頼の内容を、速やかに別記様式19により流域下水道管理者に通知するものとする。

3 事故とは、別記8に定めるものをいう。

## 第5章 公共下水道管理者の責務

### (下水道条例の制定)

**第16条** 流域下水道を使用する公共下水道管理者は、法第25条に規定する事項を条例で定めるものとする。

2 公共下水道管理者は、流域下水道の維持管理に関連する事項について必要な定めをしようとする場合は、あらかじめ、流域下水道管理者と協議しなければならない。

### (特定事業場等監視)

**第17条** 公共下水道管理者は、特定事業場又は悪質下水排出施設を設置する工場若しくは事業場から流域関連公共下水道へ排除される下水の水質等の状況を常時監視し、必要がある場合は、法第37条の2又は第38条の規定による処分を行う等適切な措置を講ずるものとする。

### (公共下水道巡視)

**第18条** 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道を定期的に巡視し、必要に応じて、清掃、補修等の適切な措置を講ずるものとする。

### (原因調査)

**第19条** 公共下水道管理者は、流域下水道管理者から法第25条の16の規定に基づく原因調査の要請があった場合は、次に掲げる調査を行うものとする。

- (1) 特定事業場又は悪質下水排出施設を設置する工場若しくは事業場から流域関連公共下水道へ排除される下水についての調査
- (2) 異常水質に関する追跡調査
- (3) 流域下水道に流入する下水量（雨天時浸入水を含む）に関する調査
- (4) その他流域下水道管理者が必要とする調査

**(事故時の応急措置命令)**

**第20条** 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が法第12条の9第1項の規定による応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、法第12条の9第2項の規定による応急の措置を講ずるよう命令するものとする。なお、応急の措置とは、別記9に定めるものをいう。

**(雨天時浸入水対策の実施)**

**第21条** 公共下水道管理者は、大雨・洪水時等に流域下水道施設に過大な下水が流入することにより、溢水等による浸水被害が発生又は発生するおそれがある場合は、雨天時浸入水対策により過大な下水の流入を防止する措置を講じなければならない。

2 前項の対策が不十分であることにより浸水被害が発生している場合で、流域下水道管理者から、当該公共下水道から流入する下水の量について制限の要請があった場合は、公共下水道管理者は計画流入下水量を下回らない範囲で協力しなければならない。

**附 則** (昭和53年6月13日付け通知)

**(施行期日)**

1 この要綱は、昭和53年7月1日から施行する。

**(流域下水道後続等取扱要綱の廃止)**

2 流域下水道接続等取扱要綱(昭和49年3月1日決裁)は、廃止する。

**附 則** (昭和56年3月6日付け通知)

**(施行期日)**

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

**附 則** (平成元年8月8日付け通知)

**(施行期日)**

この要綱は、平成元年10月1日から施行する。

**附 則** (平成6年3月7日付け通知)

**(施行期日)**

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

**(経過措置)**

2 第3条又は第6条の規定は、平成6年5月31日までに接続工事の開始又は法第9条第2項の規定に基づく公示を行うものについては、なお従前の例による。

**附 則** (平成12年10月30日付け通知)

**(施行期日)**

この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

**附 則** (平成14年12月19日付け通知)

**(施行期日)**

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年3月9日付け通知)

**(施行期日)**

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年11月14日付け通知)

**(施行期日)**

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

**附 則** (平成19年1月4日付け通知)

**(施行期日)**

この要綱は、平成19年1月4日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

この要綱は、平成24年5月25日から施行する。

**附 則** (平成26年12月1日付け通知)

**(施行期日)**

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**(流域下水道への流域関連公共下水道の接続についての廃止)**

2 流域下水道への流域関連公共下水道の接続について(平成3年1月7日付け下水道第962号下水道課長通知)は廃止する。

## 別記1 流域下水道への接続に係る軽微な変更(第3条関係)

次の各号に該当する変更以外の変更とする。

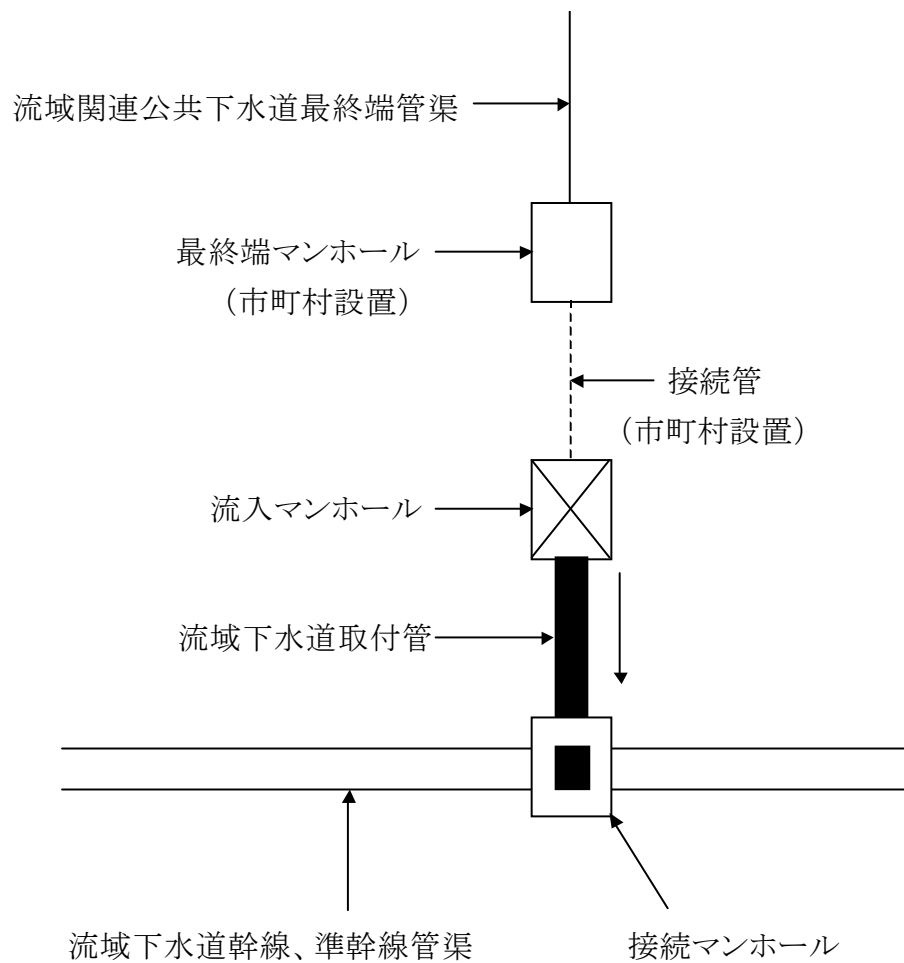
- (1) 計画処理区域の変更
- (2) 雨水吐きの構造、能力及び位置の変更
- (3) 接続管の構造及び能力の変更
- (4) 接続位置の変更

## 別記2 流域下水道接続基準(第4条関係)

- 1 流域下水道に流域関連公共下水道を接続する箇所は、流域下水道管理者が指定する流入マンホールであること。
- 2 流域関連公共下水道の最終端には、必ず別図に示すマンホール（以下「最終端マンホール」という。）を設置し、接続管をもって接続すること。
- 3 最終端マンホールの構造は、次のとおりとすること。
  - (1) 最終端マンホールには、異常時の対策のため、制水できるようゲート等を設けること。
  - (2) 水質検査のための直接採水ができない最終端マンホールには、安全に採水作業が行うことができる踊り場等を設けること。
- 4 接続管の構造は、次のとおりとすること。
  - (1) 接続管の口径及び勾配は、流域下水道の取付管と同一とすること。
  - (2) 接続管は、流入マンホールの接点で段差を生じないこと。
  - (3) 接続管は、取付管と同方向とし、その延長は口径の10倍を標準とすること。
- 5 流域関連公共下水道のポンプ場から流域下水道へ直接流入する場合は、次の機器を設置すること。
  - (1) 流量計
  - (2) 水質測定機器（pH計等）
- 6 接続部分の標準構造は別添図のとおりとする。
- 7 流域下水道管理者が前各項の基準によることが困難であると認める接続箇所については、前各項の基準にかかわらず、流域下水道管理者と公共下水道管理者との協議により、構造を決定すること。

## 別図

### 流域下水道へ流域関連公共下水道を接続する場合



## 別記3

### 流域下水道使用基準 (第7条関係)

- 1 承認区域は、法第25条の14の規定に基づき流域下水道管理者が通知した区域内であること。
- 2 承認汚水量は、流域下水道の能力の範囲内であること。
- 3 承認に係る接続工事について、第5条第2項の検査に合格していること。

## 別記4

### 下水の水質及び水量に関する調査方法（第12条関係）例

#### 1 水質及び水量調査回数

各接続箇所について、毎年1回調査すること。

#### 2 水質及び水量調査日

10月以降の雨や融雪水の影響のない日とすること。

#### 3 水量の調査方法

24時間測定を行うものとし、測定方法については、特に定めない。

#### 4 水質の調査方法

##### (1) 試料

最終端マンホールにおいて、24時間採水し（その回数は2時間に1回とする。）、試料はその流量比で混合した混合試料とすること。

##### (2) 分析方法

水質の分析は、下水の水質の検定方法に関する省令（昭和37年厚生省、建設省令第1号）に定められた方法によること。

##### (3) 分析項目

分析項目は、別記様式11別添調書に掲げる全項目とすること。ただし、流域下水道管理者との協議により、「カドミウム及びその化合物」以下の項目で、各処理区内の事業場等の操業内容を勘案し、分析の必要がないと思われるものについては、除外することができる。

※ 別記4は調査方法の例であり、具体的な方法は、処理分区や接続箇所の状況などに応じて、公共下水道管理者が定めることができるものである。

## 別記5

### 公共下水道管理者に下水の水質に係る原因調査依頼を行う基準 （第12条関係）

第12条第2項に規定する基準は次のとおりとする。

水素イオン濃度	5～9
生物化学的酸素要求量	600 mg/L
浮遊物質	600 mg/L



ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
鉱油類含有量	5 mg/L
動植物油脂含有量	30 mg/L
窒素含有量	240 mg/L
リン含有量	32 mg/L
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L
沃素消費量	220 mg/L
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機リン化合物	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	10 mg/L
ふっ素及びその化合物	8 mg/L
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L
フェノール類	5 mg/L
銅及びその化合物	3 mg/L
亜鉛及びその化合物	2 mg/L
鉄及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L
クロム及びその化合物	2 mg/L
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L

## 別記6

### 排水水についての調査を要する事業場及び集合住宅（第13条関係）

第13条第1項に規定する事業場は、特定事業場を除く次の事業場とする。

- (1) 病院（ベッド数が20床以上のもの）
- (2) ガソリンスタンド、給油所等

- (3) 料理品小売業及び給食センター
- (4) 飲食店
- (5) 百貨店、総合スーパー（従業者が常時50人以上のもの）
- (6) 運送業
- (7) 自動車整備業
- (8) コルゲートマシーンを設置する段ボール製造業
- (9) ディスポーザ排水処理システム等を設置する事業所及び集合住宅

## 別記7

### 特定事業場等からの排出水の調査方法（第13条関係）例

#### 1 対象事業場

対象とする事業場は、流域関連公共下水道を使用する特定事業場及び別記6に規定する事業場とする。ただし、令第9条の4第1項各号に掲げる物質に係る排水を排出する事業場以外の事業場については、排除量が日平均50m<sup>3</sup>未満（温度、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量に係る排水を排出する事業場については日平均30m<sup>3</sup>未満）の事業場を除外する。

#### 2 調査回数

この調査は、令第9条の4第1項各号に掲げる物質に係る排水を排出する事業場については年4回以上、その他については年2回以上行うこと。

#### 3 試料の採取

流域関連公共下水道への排出口ごとに試料を採取すること。

#### 4 分析方法

水質の分析は、下水の水質の検定方法に関する省令に定められた方法によること。

#### 5 分析項目

分析項目は、事業場ごとに使用薬品等を十分検討し、当該事業場から排出されるおそれのある項目とする。

#### 6 ダイオキシン類

- (1) ダイオキシン類は分析項目から除くことができる。
- (2) ダイオキシン類は年1回の事業場の自主測定結果を確認し、流域下水道管理

者へ通知すること。

## 7 その他

除害施設の運転状況、付帯計測器の管理状況及び発生汚泥の処分状況等についても十分調査すること。

※ 別記7は調査方法の例であり、調査回数や分析項目など具体的な方法は、過去の違反状況などを勘案し、公共下水道管理者が定めることができるものである。

## 別記8

### 特定事業場等からの排水による事故（第15条の3関係）

事故とは、特定事業場等内において火災の発生、停電等による除害施設等の機能の停止、貯蔵タンクや配管等の破損、操作ミス等により、有害物質又は油を含む下水が流域関連公共下水道に流入するような事態をいう。

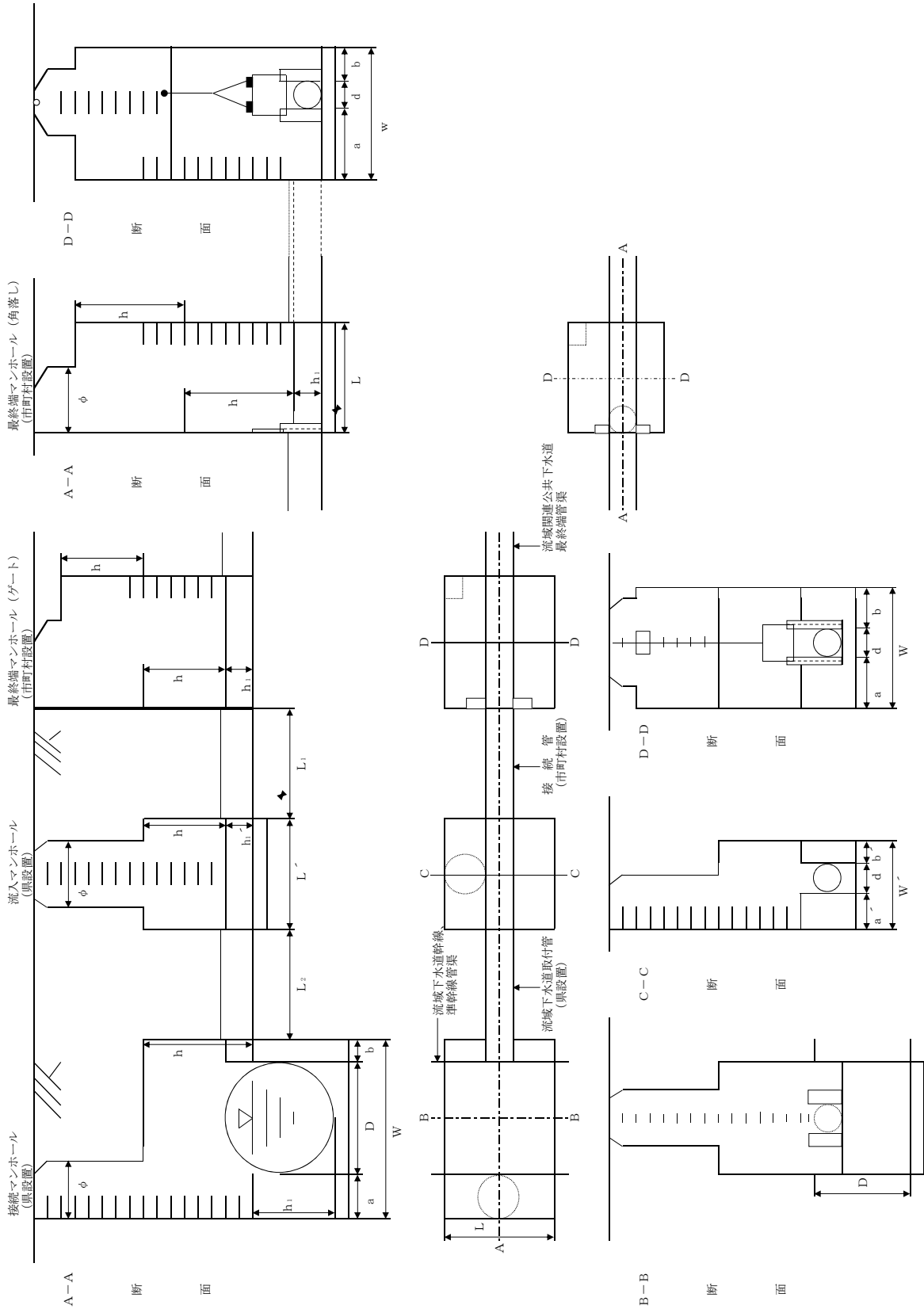
## 別記9

### 事故時の応急措置（第20条関係）

応急の措置とは、引き続き有害物質又は油の流出を防止するため、破損したタンク、配管などの施設等への有害物質又は油の供給停止、また、流出を防ぐための土のうの積み上げ、吸着マットの設置による回収等をいう。

別添図（別記2 関係）

接続関係ママンホール標準構造図



流域下水道接続関係マンホール標準寸法図

(単位：mm)

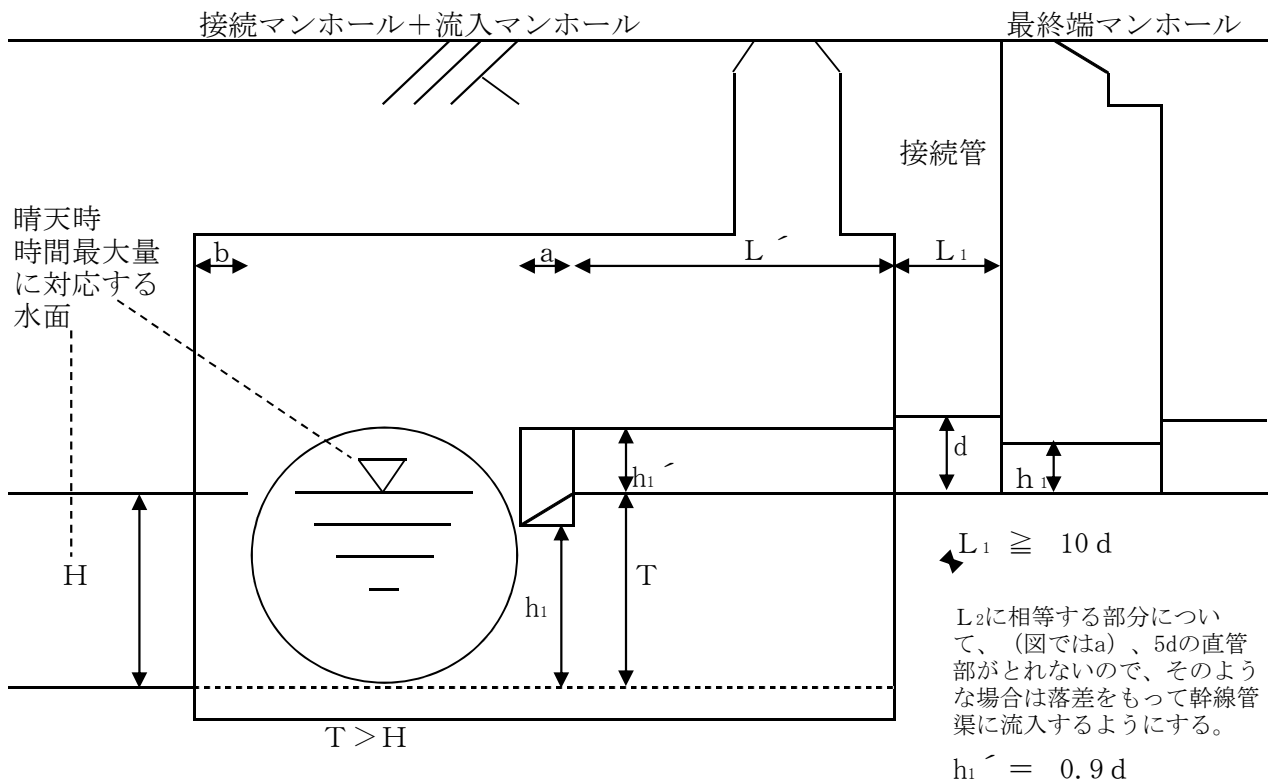
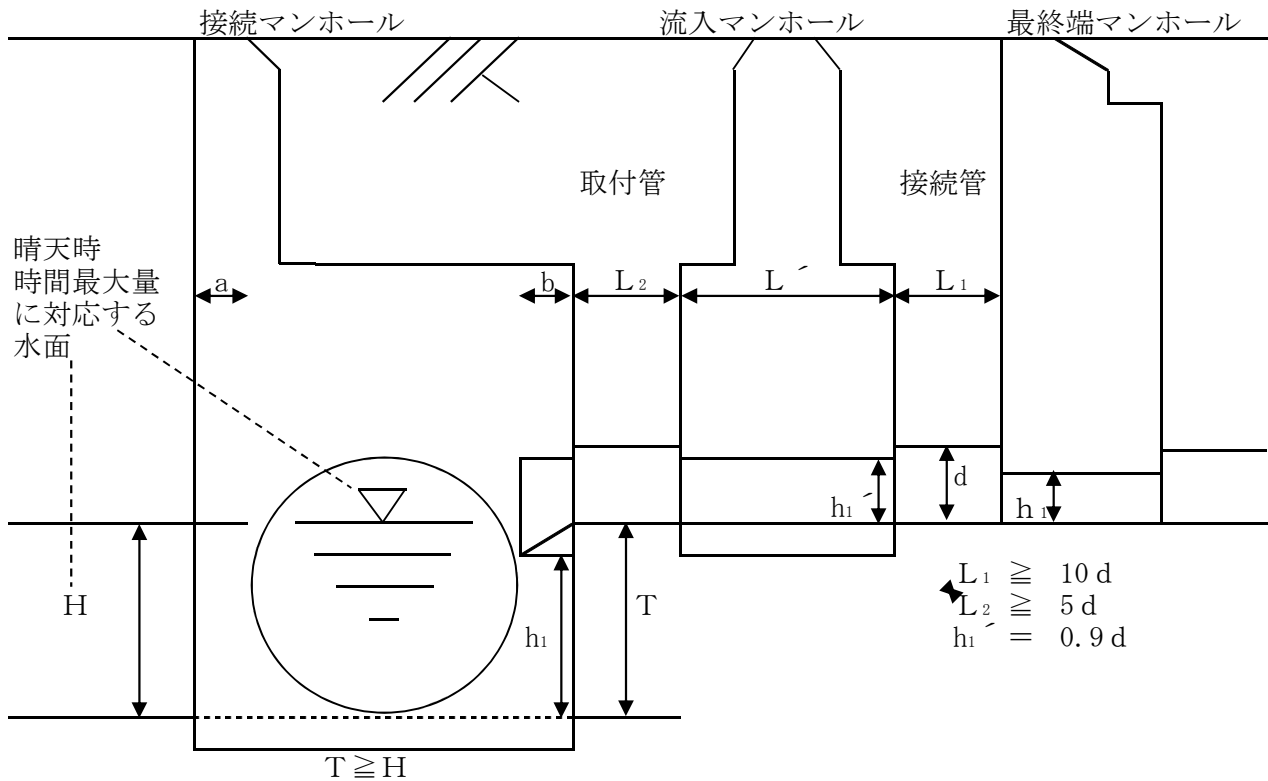
内径 d	h	L	L <sup>1</sup>	w	w <sup>1</sup>	a	b	a <sup>1</sup>	b <sup>1</sup>	L <sup>2</sup>	φ	h <sub>1</sub>	h <sub>1</sub>
300		1,600	1,600	1,550	1,550	750	500	750	500	接続管の内径 d の 10 倍以上の直線部を確保すること。	900	管の断面積に対応する高さとする。	晴天時時間最大量に対応する水位及び d × 0.5 のうち、大きい方とする。
350		"	"	1,600	1,600	"	"	"	"				
400		"	"	1,650	1,650	"	"	"	"				
450		1,800	1,800	1,700	1,700	"	"	"	"				
500		"	"	1,750	1,750	"	"	"	"				
600		"	"	1,850	1,850	"	"	"	"				
700		2,000	2,000	2,100	2,100	900	"	900	"				
800		"	"	2,200	2,200	"	"	"	"				
900		"	"	2,300	2,300	"	"	"	"				
1,000		2,200	2,300	2,400	2,400	"	"	"	"				
1,100		"	"	2,500	2,500	"	"	"	"				
1,200		"	"	2,600	2,600	"	"	"	"				
1,350		"	"	2,750	2,750	"	"	"	"				
1,500		2,500	"	2,900	2,900	"	"	"	"				
1,650		"	"	3,050	3,050	"	"	"	"				
1,800		"	"	3,200	3,200	"	"	"	"				
2,000		"	"	3,400	3,400	"	"	"	"				
2,200		"	"	3,600	3,600	"	"	"	"				
2,400		"	"	3,800	3,800	"	"	"	"				
2,600		"	"	4,000	4,000	"	"	"	"				
2,800		"	"	4,200	4,200	"	"	"	"				
3,000		"	"	4,500	4,500	"	600	"	600				
3,250		"	"	4,750	4,750	"	"	"	"				
3,500		"	"	5,000	5,000	"	"	"	"				
3,750		"	"	5,250	5,250	"	"	"	"				
4,000		"	"	5,500	5,500	"	"	"	"				
4,250		"	"	5,750	5,750	"	"	"	"				
4,500		"	"	6,000	6,000	"	"	"	"				
4,750		"	"	6,250	6,250	"	"	"	"				
5,000		"	"	6,600	6,600	"	700	"	700				

備考 1 : L<sup>1</sup>、w<sup>1</sup>、a<sup>1</sup>、b<sup>1</sup>及びh<sub>1</sub>は流量計を設置するマンホール（流入マンホール）に対して適用し、L、w、a、b及びhはそれ以外のマンホール（接続マンホールと最終端マンホール）に対して適用する。

備考 2 : 流入マンホール（接続マンホール+流入マンホールの場合を含む。）の寸法を変更する場合には、下水道事業課と協議すること。

注一

接続マンホールと流域下水道取付管の結合については、下図のように同取付管の管底高を流域下水道幹線の晴天時時間最大量に対応する高さ以上とすること。  
 また、接続マンホールと流入マンホールを合わせた場合も、同様とすること。



注一 2

注入マンホール（接続マンホール＋流入マンホール）の設計時には、流量計及び維持管理費等を勘案すること。

注一 3

マンホール側塊斜壁については、すべて片斜とし、補助梯子をステップに差し込める構造とすること。ステップは耐腐食性のものを設置すること。

また、ステップを降りた位置がインバートの床面の広い方（例えば、別添図の b ではなく a の方）になるようにすること。

注一 4

最終端マンホールに設置するゲート等については、以下のとおりとする。

(1) ゲートの場合

十分な水密性があり、ハンドル部分が水没しない構造とすること。

(2) 角落しの場合

最終端マンホールの設置場所等の事情により、やむを得ず角落しを設置する場合には、十分な水密性を保つ構造にすると共に、地上で角落しの上下操作ができる構造とすること。

注一 5

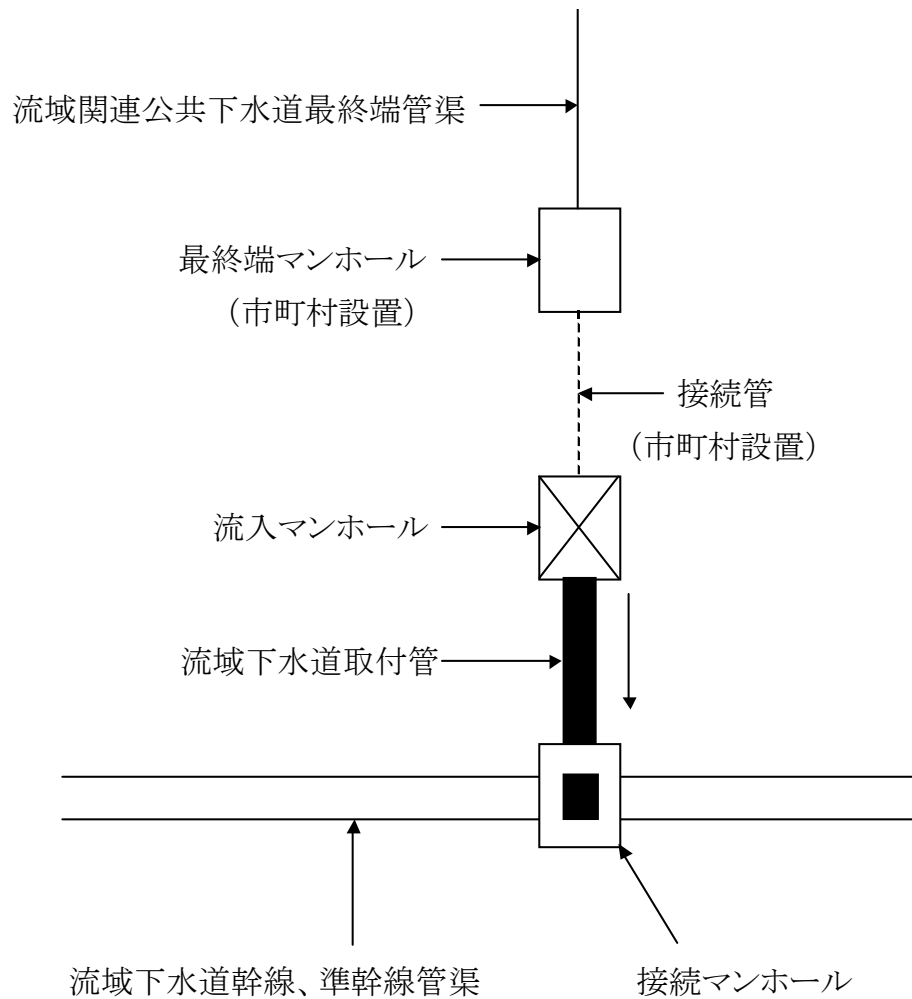
最終端マンホールで落差処理を行う場合には、下水の飛沫及び泡の発生の少なくなるような構造を考慮すること。

注一 6

埼玉県流域下水道接続等取扱要綱の別記 2 「流域下水道接続基準」 4 (1) 及び (3) の規定によると、接続管の勾配及び方向は流域下水道取付管の勾配及び方向と同一とすることとなっている。しかし、接続マンホールと流入マンホールを合わせた場合その他の場合において、この基準がそのまま適用できないときは、接続管の勾配及び方向については、個々に検討すること。



検討にあたっては、接続管の勾配及び方向は、流入マンホールにおける流量計を設置するインバートの勾配及び方向と同一でなければならないことに留意すること。



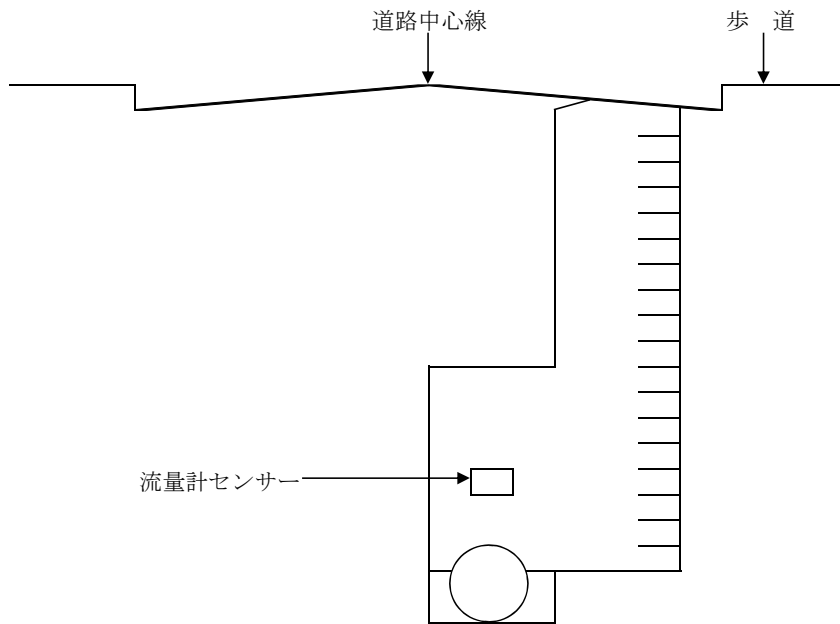
注一 7

流量計の取り外しのできるカバー等については、流入マンホールのインバートの床面に水平に置ける大きさになるように考慮すること。

注一 8

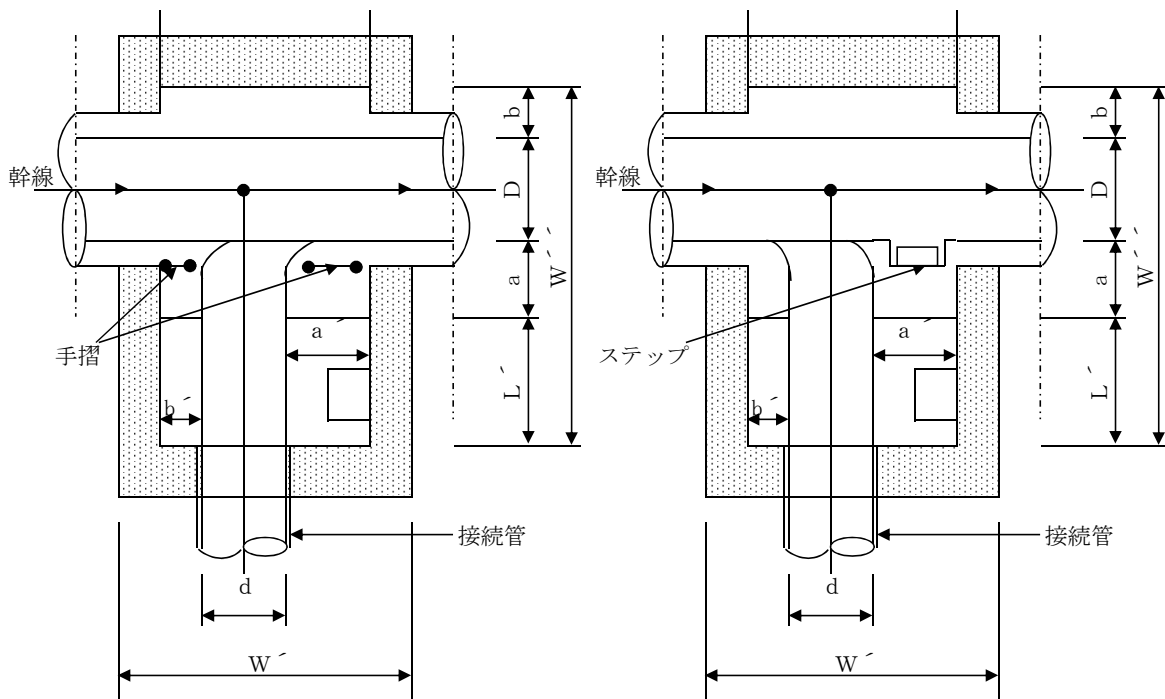
流量計を設置するマンホールの位置は、維持管理作業時の安全のためにできるだけ交差点から離すこと（2.5 m以上離れていることが望ましい）。

また、マンホールの出入口は、例えば下図のようにできるだけ歩道又は路肩寄りに設置すること。



注一 9

接続マンホールと流入マンホールを合わせた場合に、幹線への転落事故等の防止のために必要がある場合には、例えば下図のように安全対策の手摺・ステップ等についてもできるだけ考慮すること。



別記様式 1 (第 3 条関係)

流域下水道接続 (接続変更) 承認申請書

第 号  
令和 年 月 日

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者 様

市 (町) 公共下水道管理者  
市 (町) 長  
(公印省略)

流域下水道に流域関連公共下水道を下記のとおり接続したいので、埼玉県流域下水道接続等取扱要綱第 3 条第 1 項の規定により、関係書類 (流域下水道接続調書、流域関連公共下水道流量計算表、処理分区平面図、マンホール構造図、雨水吐き室構造図、雨水吐き口構造図) を添えて申請します。

記

流域下水道名	
接続幹線名	
接続箇所	
接続番号	
工事期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
流入予定年月	令和 年 月

備考：この申請書は、正本に副本を添えて、当該接続工事を開始しようとする日から起算して 30 日以前に提出すること。

担当： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_ 担当者： \_\_\_\_\_

# 流 域 下 水 道 接 続 調 査 書

流域下水道名				市 町 名				整理番号								
申請年月日	令和	年	月	日	使用開始予定年月	令和	年	月	日	接続工事予定年月	令和	年	月			
接続幹線名				接続箇所名				接続箇所番号								
処理分区名				合 流 区 域				下 水 量								
処理分区内の地名				計画下水量				m3/秒								
				雨天時の計画汚水量				m3/秒								
				雨水越流量				m3/秒								
				水 量 ( m3 / 日 )												
処理分区計画概要	合流区域	人口 (人)		工業	標準工業	計	家庭及び営業汚水量	日平均		工場排水量	日平均		総汚水量	日平均		
		面積 (ha)					時間最大		時間最大		時間最大		日最大		日最大	
	分流区域	人口 (人)		商業	工業	計	人口 (人)		人口 (人)		人口 (人)		人口 (人)		人口 (人)	
		面積 (ha)					住 居		住 居		住 居		住 居		住 居	
	計	人口 (人)		内径 (内のり) (mm)	勾 配 (%)	地 盤 高 (m)	地 底 高 (m)	土 被 り (m)								
		面積 (ha)									下流	上流	下流	上流		

作成担当者名： \_\_\_\_\_ 所属課係名： \_\_\_\_\_ 電話： \_\_\_\_\_ (内線 \_\_\_\_\_)

別記様式 2 (第 3 条関係)

流域下水道接続 (接続変更) 承認書

第 号  
令和 年 月 日

市 (町) 公共下水道管理者  
市 (町) 長 様

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者  
(公印省略)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった流域下水道の接続 (接続変更) については、申請のとおり承認します。

なお、接続工事においては、要綱第 5 条に基づき、接続工事着手届の提出及び接続工事完成検査請求を行ってください。

担当 : \_\_\_\_\_ 連絡先 : \_\_\_\_\_ 担当者 : \_\_\_\_\_

別記様式3（第5条関係）

接 続 工 事 着 手 届

第 号  
令和 年 月 日

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者 様

市（町）公共下水道管理者  
市（町）長  
（公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で承認を得た流域  
下水道への接続について、令和 年 月 日から工事に着手  
するので、埼玉県流域下水道接続等取扱要綱第5条第1項の規定によ  
り、届け出ます。

備考:この届出書は、工事に着手しようとするとき、あらかじめ提出すること。

担当 : \_\_\_\_\_ 連絡先 : \_\_\_\_\_ 担当者 : \_\_\_\_\_

別記様式 4 (第 5 条関係)

接 続 工 事 完 成 検 査 請 求 書

第 号  
令和 年 月 日

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者 様

市(町)公共下水道管理者  
市(町)長  
(公印省略)

令和 年 月 日付け 第 号で承認を受けた接続  
工事が完成したので、埼玉県流域下水道接続等取扱要綱第 5 条第 2 項  
の規定により、検査請求します。

備考：この請求書は、接続工事の完成後、直ちに提出すること。

担当： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_ 担当者： \_\_\_\_\_

別記様式 5（第 5 条関係）

第 号  
令和 年 月 日

市（町）公共下水道管理者  
市（町）長 様

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者  
（公印省略）

流域関連公共下水道の流域下水道への接続  
工事の検査結果について(通知)

令和 年 月 日付け 第 号で検査請求のあった  
接続工事は、検査の結果、合格したので、埼玉県流域下水道接続等  
取扱要綱第 5 条第 3 項の規定により、通知します。

担当： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_ 担当者： \_\_\_\_\_



別記様式 6 (第 6 条関係)

流域下水道使用 (使用変更) 承認申請書

第 号  
令和 年 月 日

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者 様

市 (町) 公共下水道管理者  
市 (町) 長  
(公印省略)

流域下水道を使用して、下記区域について下水の処理を開始したいので、埼玉県流域下水道接続等取扱要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類 (申請内訳表、汚水量調書、工場等調書、処理計画図) を添えて申請します。

記

流域下水道名		
公示予定年月日	令和 年 月 日	
処理開始予定年月日	令和 年 月 日	
区 分	処 理 分 区 名	面 積 (h a)
既 承 認 区 域		
新 規 (追加) 区 域		
申 請 区 域		

- 備考：1 この申請書は、正本に副本を添えて、処理開始の公示をしようとする日から起算して 30 日以前に提出すること。  
2 要綱第 3 条の接続承認を受けた区域の最初の使用承認申請書には、当該接続工事に係る工事検査結果通知 (別記様式 5) の写しを添付すること。

担当： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_ 担当者： \_\_\_\_\_

別表1

申請内訳表

市町名	処理分区名		計	前回の協議年月日	年月日	整理番号	処理分区
	区分	処理分区					
既承認区域( )	合流区域			処理分区	処理分区	処理分区	処理分区
	分区域						
	計						
	合流区域						
	分区域						
	計						
新規(追加)区域	合流区域						
	分区域						
	計						
	合流区域						
	分区域						
	計						
申請区域	合流区域						
	分区域						
	計						
	合流区域						
	分区域						
	計						

作成担当者名 :

所属課係名 :

電話 :

(内線 )

別表2

汚 水 量 調 査 書

区 分	処理分区名	計	単 位 : m <sup>3</sup> / 日				整 理 番 号	/
			処理分区	処理分区	処理分区	処理分区		
既承認区域( )	家庭及び営業汚水							
	工場排水							
	その他							
	総排水量							
新規(追加)区域	家庭及び営業汚水							
	工場排水							
	その他							
	総排水量							
申請区域	家庭及び営業汚水							
	工場排水							
	その他							
	総排水量							

備考：家庭及び営業汚水量に係る原単位は、

L / 日・人を使用。

別表 3

工 場 等 調 査 書

処理分区名	A 下水道使用工場の排水量 m <sup>3</sup> /日				B 下水道未使用工場の排水量 m <sup>3</sup> /日				整理番号	計 (A+B) m <sup>3</sup> /日	
	番号	特定施設の番号	会社名	業種	所在地	日平均排水量 (m <sup>3</sup> /日)	除害施設の名称	将来の下水道使用の放流先河川名			
新 既 ( 追 加 ) 区 域									有	無	排水の状況 及び対策
									有	無	
									有	無	
									有	無	
									有	無	
									有	無	
									有	無	
									有	無	
申請区	C 計				C 計				計 (A+B+C)		
	下水道使用工場の排水量 (A) m <sup>3</sup> /日				下水道未使用工場の排水量 (B+C) m <sup>3</sup> /日				計 (A+B+C) m <sup>3</sup> /日		

別記様式 7 (第 6 条関係)

流域下水道使用 (使用変更) 承認書

第 号  
令和 年 月 日

市 (町) 公共下水道管理者  
市 (町) 長 様

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者  
(公印省略)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった流域下水道の使用 (使用変更) については、申請のとおり承認します。

担当 : \_\_\_\_\_ 連絡先 : \_\_\_\_\_ 担当者 : \_\_\_\_\_

別記様式 8 (第 8 条関係)

第 号  
令和 年 月 日

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者 様

市 (町) 公共下水道管理者  
市 (町) 長  
(公印省略)

流域関連公共下水道の処理開始  
の公示について (通知)

埼玉県流域下水道接続等取扱要綱第 8 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- |   |         |              |
|---|---------|--------------|
| 1 | 流域下水道名  |              |
| 2 | 使用承認年月日 |              |
| 3 | 公示年月日   |              |
| 4 | 処理開始年月日 |              |
| 5 | 公示区域    | (平面図)        |
| 6 | 使用承認面積  | h a          |
| 7 | 公示面積    | h a (累計 h a) |

備考：この通知は、処理開始の公示をした日から起算して 10 日以内に行うこと。

担当： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_ 担当者： \_\_\_\_\_

別記様式 8 の 2 (第 9 条関係)

第 号  
令和 年 月 日

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者 様

市(町)公共下水道管理者  
市(町)長  
(公印省略)

区域外流入について(協議)

埼玉県流域下水道接続等取扱要綱第 9 条第 1 項の規定により下記  
のとおり協議します。

記

- 1 区域外流入箇所
- 2 下水排除者  
(許可申請者)
- 3 面積、人口及び排除量
- 4 流入に係る処理分区名
- 5 流入開始予定年月日
- 6 流入させる理由 別紙のとおり

備考:1 区域外流入区域図、排水施設の系統図等の図面及び汚水の処理方法、周辺の  
状況その他当該区域外流入に関する文書を添付すること。

2 この協議には、正本に副本を 1 部添付すること。

担当： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_ 担当者： \_\_\_\_\_

別記様式 8 の 3 (第 9 条関係)

第 号  
令和 年 月 日

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者 様

市(町)公共下水道管理者  
市(町)長  
(公印省略)

区域外流入について(通知)

別添のとおり区域外流入を許可し(認め)たので、埼玉県流域下水道接続等取扱要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

- 備考:1 この通知は、許可し(認め)た日から起算して 10 日以内に行うこと。  
2 許可書の写し又は受入れの概要を記載した書面を添付すること。

担当 : \_\_\_\_\_ 連絡先 : \_\_\_\_\_ 担当者 : \_\_\_\_\_



別記様式 8 の 4 (第 9 条の 2 関係)

令和 年 月 日  
第 号

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者 様

市(町)公共下水道管理者  
市(町)長  
(公印省略)

排水設備設置義務免除の許可について(通知)

法第 10 条第 1 項ただし書きの規定に基づく許可をしたので、埼玉県流域下水道接続等取扱要綱第 9 条の 2 の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 許可年月日
- 2 許可を受けた者
- 3 放流先河川名

備考：1 この通知は、許可した日から起算して 10 日以内に行うこと。  
2 許可書の写しを添付すること。

担当： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_ 担当者： \_\_\_\_\_

別記様式9（第10条関係）

第 号  
令和 年 月 日

市（町）公共下水道管理者  
市（町）長 様

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者  
（公印省略）

流域関連公共下水道の普及状況等について（依頼）

使用承認等に使用する原単位を作成するため、令和 年度末の下水道普及状況等について、令和 年 月 日までに別添調書の提出をお願いします。

担当： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_ 担当者： \_\_\_\_\_

別表

令和 年度未下水道普及実績調書

区分	処理分区名					計	市町名				
	処理分区	処理分区	処理分区	処理分区	処理分区		処理分区	処理分区	処理分区	処理分区	処理分区
処理区域面積	合流 (ha)										
	分流 (ha)										
	A 計 (ha)										
B 行政人口	人口 (人)										
	合流 (人)										
	分流 (人)										
処理区域内人	C 計 (人)										
	合流 (人)										
	分流 (人)										
処理区域内水洗化人	D 計 (人)										
	世帯数										
	世帯数										
E 処理区域内水洗化世帯数	普及率 (C/B) (%)										
	水洗化率 (人口) (D/C) (%)										
	水洗化率 (世帯) (D/C) (%)										
下水水量	G 工場排水量 (m <sup>3</sup> /日)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	事業所数	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	H 家庭及び営業汚水量 (m <sup>3</sup> /日)										
	I その他 (I = J - (G+H)) (m <sup>3</sup> /日)										
	J 計 (m <sup>3</sup> /日)										
汚水量原単位	対処理人口 (m <sup>3</sup> /日・人)										
	対水洗化人口										
浸入水等原単位	(m <sup>3</sup> /日・ha)										

作成担当者名 :

所属課係名 :

電話 :

(内線 )

別記様式 10 (第 11 条関係)

令和 第 年 月 日  
号

市(町)公共下水道管理者  
市(町)長 様

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者  
(公印省略)

接続承認等の申請予定について(依頼)

令和 年度埼玉県流域下水道事業会計(流域下水道事業費)予算  
要求資料等を作成するため、令和 年度及び令和 年度に予定  
している埼玉県流域下水道接続等取扱要綱第 3 条第 1 項及び第 6 条  
第 1 項の規定に基づく申請の概要について、令和 年 月 日まで  
に、別添調書の提出をお願いします。

備考：この回答には、図面を三部添付すること。

担当： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_ 担当者： \_\_\_\_\_

別表 1

流域下水道接続承認申請予定調書

市町名

接続箇所番号	接続幹線名	申請予定年月	工事の予定期間 令和 年 月～令和 年 月	備考
		令和 年 月		

作成担当者名： \_\_\_\_\_

所属課係名： \_\_\_\_\_

電話： \_\_\_\_\_

(内線 \_\_\_\_\_)

# 令和 年度流域下水道使用承認申請予定調書

市 町 名

処理分区名 項 目	計			処理分区			処理分区		
	面 積 (ha)	人 口 (人)	総 汚 水 量 ( $m^3$ /日)	面 積 (ha)	人 口 (人)	総 汚 水 量 ( $m^3$ /日)	面 積 (ha)	人 口 (人)	総 汚 水 量 ( $m^3$ /日)
申請予定月									
令和 年 4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
令和 年 1月									
2月									
3月									
令和 年 度 計									
令和 年 度 未 累 計									
備 考									

作成担当者名：

所属課係名：

電話：

(内線 )

別記様式 1 1 (第 1 2 条関係)

令和 第 年 月 日 号

市(町)公共下水道管理者  
市(町)長 様

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者  
(公印省略)

流域関連公共下水道から流域下水道へ流入する下水  
の水質及び水量等の調査について(依頼)

埼玉県流域下水道接続等取扱要綱別記 4 を参考として、流域下水道へ流入する下水の水質及び水量等の調査を実施し、 月 日までに別添調書の提出をお願いします。

備考：この回答には、正本に副本を一部添付すること。

担当： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_ 担当者： \_\_\_\_\_

## 流域下水道流入下水水質調書

市 町 名		流域幹線名	幹 線
接続箇所番号	号	処 理 分 区 名	処理分区
試料採年月日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
実測下水量	m <sup>3</sup> /日	使用承認下水量	m <sup>3</sup> /日
水 質 分 析 項 目	単位	流入下水の水質	水質分析年月日
外 観	—		
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	mg/L		
水素イオン濃度 (pH)	—		
生物学的酸素要求量	mg/L		
化学的酸素要求量 (酸性法)	mg/L		
浮遊物質質量	mg/L		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 <sup>*</sup>	mg/L		
鉱油類含有量	mg/L		
動植物油脂含有量	mg/L		
窒素含有量	mg/L		
燐含有量	mg/L		
沃素消費量	mg/L		
カドミウム及びその化合物	mg/L		
シアン化合物	mg/L		
有機磷化合物	mg/L		
鉛及びその化合物	mg/L		
六価クロム化合物	mg/L		
砒素及びその化合物	mg/L		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L		
アルキル水銀化合物	mg/L		
ポリ塩化ビフェニル	mg/L		
トリクロロエチレン	mg/L		
テトラクロロエチレン	mg/L		
ジクロロメタン	mg/L		
四塩化炭素	mg/L		
1, 2-ジクロロエタン	mg/L		
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L		
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L		
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L		
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L		
チウラム	mg/L		
シマジン	mg/L		
チオベンカルブ	mg/L		
ベンゼン	mg/L		
セレン及びその化合物	mg/L		
ほう素及びその化合物	mg/L		
ふっ素及びその化合物	mg/L		
1, 4-ジオキサン	mg/L		
フェノール類	mg/L		
銅及びその化合物	mg/L		
亜鉛及びその化合物	mg/L		
鉄及びその化合物 (溶解性)	mg/L		
マンガン及びその化合物 (溶解性)	mg/L		
クロム及びその化合物	mg/L		
ダイオキシン類	pg-TEQ/L		
(横出し規制項目)			
備 考			
水質分析者 (機関) 名			

<sup>\*</sup> 鉱油類と動植物油脂をそれぞれ分析した場合はそれぞれの欄に、まとめて分析した場合は一番上の欄に記入する。

作成担当者名：

所属課係名：

電話：

(内線 )





別記様式 1 2 (第 1 2 条関係)

第 号  
令和 年 月 日

市(町)公共下水道管理者  
市(町)長 様

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者  
(公印省略)

流域下水道へ流入する下水の水質測定における  
水質基準値超過原因について(依頼)

下記の処理分区の接続点における水質測定において、埼玉県流域下水道接続等取扱要綱別記 5 で定める水質基準を超過した値が測定されました。

法第 2 5 条の 1 6 に基づき、令和 年 月 日までに、その原因の調査とその結果の報告を要請します。

なお、該当接続点の水質測定結果は別添調書のとおりです。

記

担当 : \_\_\_\_\_ 連絡先 : \_\_\_\_\_ 担当者 : \_\_\_\_\_

流域下水道流入下水水質調書

市 町 名		流域幹線名	幹 線
接続箇所番号	号	処 理 分 区 名	処理分区
試料採年月日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
実測下水量	m <sup>3</sup> /日	使用承認下水量	m <sup>3</sup> /日
水 質 分 析 項 目	単位	流入下水の水質	水質分析年月日
外 観	—		
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	mg/L		
水素イオン濃度 (pH)	—		
生物学的酸素要求量	mg/L		
化学的酸素要求量 (酸性法)	mg/L		
浮遊物質質量	mg/L		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 <sup>*</sup>	mg/L		
鉱油類含有量	mg/L		
動植物油脂含有量	mg/L		
窒素含有量	mg/L		
磷含有量	mg/L		
沃素消費量	mg/L		
カドミウム及びその化合物	mg/L		
シアン化合物	mg/L		
有機磷化合物	mg/L		
鉛及びその化合物	mg/L		
六価クロム化合物	mg/L		
砒素及びその化合物	mg/L		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L		
アルキル水銀化合物	mg/L		
ポリ塩化ビフェニル	mg/L		
トリクロロエチレン	mg/L		
テトラクロロエチレン	mg/L		
ジクロロメタン	mg/L		
四塩化炭素	mg/L		
1, 2-ジクロロエタン	mg/L		
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L		
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L		
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L		
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L		
チウラム	mg/L		
シマジン	mg/L		
チオベンカルブ	mg/L		
ベンゼン	mg/L		
セレン及びその化合物	mg/L		
ほう素及びその化合物	mg/L		
ふっ素及びその化合物	mg/L		
1, 4-ジオキサン	mg/L		
フェノール類	mg/L		
銅及びその化合物	mg/L		
亜鉛及びその化合物	mg/L		
鉄及びその化合物 (溶解性)	mg/L		
マンガン及びその化合物 (溶解性)	mg/L		
クロム及びその化合物	mg/L		
ダイオキシン類	pg-TEQ/L		
(横出し規制項目)			
備 考			
水質分析者 (機関) 名			

※鉱油類と動植物油脂をそれぞれ分析した場合はそれぞれの欄に、まとめて分析した場合は一番上の欄に記入する。

作成担当者名： 所属課係名： 電話： (内線 )

別記様式 12 の 2 (第 12 条関係)

令和 第 年 月 日 号

市(町)公共下水道管理者  
市(町)長 様

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者  
(公印省略)

流域下水道へ流入する下水の水質測定結果について  
(通知)

埼玉県が実施した下記処理分区の接続点における水質測定結果は、別添調書のとおりです。

埼玉県流域下水道接続等取扱要綱別記 5 で定める水質基準等を考慮し、適切な対応をお願いします。

記

担当： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_ 担当者： \_\_\_\_\_

流域下水道流入下水水質調書

市 町 名		流域幹線名	幹 線
接続箇所番号	号	処 理 分 区 名	処理分区
試料採年月日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
実測下水量	m <sup>3</sup> /日	使用承認下水量	m <sup>3</sup> /日
水 質 分 析 項 目	単位	流入下水の水質	水質分析年月日
外 観	—		
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	mg/L		
水素イオン濃度 (pH)	—		
生物学的酸素要求量	mg/L		
化学的酸素要求量 (酸性法)	mg/L		
浮遊物質質量	mg/L		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 <sup>**</sup>	mg/L		
鉱油類含有量	mg/L		
動植物油脂含有量	mg/L		
窒素含有量	mg/L		
磷含有量	mg/L		
沃素消費量	mg/L		
カドミウム及びその化合物	mg/L		
シアン化合物	mg/L		
有機磷化合物	mg/L		
鉛及びその化合物	mg/L		
六価クロム化合物	mg/L		
砒素及びその化合物	mg/L		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L		
アルキル水銀化合物	mg/L		
ポリ塩化ビフェニル	mg/L		
トリクロロエチレン	mg/L		
テトラクロロエチレン	mg/L		
ジクロロメタン	mg/L		
四塩化炭素	mg/L		
1, 2-ジクロロエタン	mg/L		
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L		
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L		
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L		
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L		
チウラム	mg/L		
シマジン	mg/L		
チオベンカルブ	mg/L		
ベンゼン	mg/L		
セレン及びその化合物	mg/L		
ほう素及びその化合物	mg/L		
ふっ素及びその化合物	mg/L		
1, 4-ジオキサン	mg/L		
フェノール類	mg/L		
銅及びその化合物	mg/L		
亜鉛及びその化合物	mg/L		
鉄及びその化合物 (溶解性)	mg/L		
マンガン及びその化合物 (溶解性)	mg/L		
クロム及びその化合物	mg/L		
ダイオキシン類	pg-TEQ/L		
(横出し規制項目)			
備 考			
水質分析者 (機関) 名			

※鉱油類と動植物油脂をそれぞれ分析した場合はそれぞれの欄に、まとめて分析した場合は一番上の欄に記入する。

作成担当者名： 所属課係名： 電話： (内線 )

別記様式 13 (第 13 条関係)

第 号  
令和 年 月 日

市(町)公共下水道管理者  
市(町)長 様

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者  
(公印省略)

特定事業場等からの排出水の調査について(依頼)

公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は流域下水道からの放流水を一定基準に適合させるために、法第 13 条の趣旨を勘案し、埼玉県流域下水道接続等取扱要綱第 13 条に基づく特定事業場等からの排出水について調査し、その結果を下記のとおり提出するようお願いします。

なお、本調査を行うにあたり、あらかじめ、流域下水道管理者と別添計画書例を参考に協議し、その年度の調査の実施計画を定めるようお願いします。

記

- 1 提出日 調査した月の翌月の末日
- 2 提出資料 別添調書

担当： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_ 担当者： \_\_\_\_\_

特定事業場等排出水水質調査

市町名		処理分区名		整理番号	
流域下水道名		処理開始年月日		年	月 日
接続幹線名		接続箇所番号			
会社名		採水年月日	令和	年	月 日
所在地		下水道使用開始年月日		年	月 日
業種		除害施設設置年月日		年	月 日
汚水の種類		排水量	日最大		m <sup>3</sup> /日
使用原材料			日平均		m <sup>3</sup> /日
汚水の処理方法		排水口の位置			
項目		単位	排除基準	排水の水質	水質分析年月日
外観		—			
水温		℃			
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		mg/L			
水素イオン濃度 (pH)		mg/L			
生物化学的酸素要求量		mg/L			
浮遊物質		mg/L			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		mg/L			
〔 鉱油類含有量 動植物油脂含有量		mg/L			
		mg/L			
窒素含有量		mg/L			
リン含有量		mg/L			
ダイオキシシン類		pg-TEQ/L			
(横出し規制項目)					
沃素消費量		mg/L			
令第九条の四第一項各号に掲げる物質		mg/L			
除 害 施 設 の 管 理 状 況					
審査結果			排除基準違反の理由		

- 備考： 1 排除基準違反に対する措置内容を添付すること。  
 2 横出し規制項目及び令第九条の四第一項各号に掲げる物質については、測定項目数が多い場合、別紙によることができる。  
 3 「アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量」の水質検査は、「窒素含有量」に係る水質検査結果が排除基準値未満の場合、行わないことができる。  
 4 鉱油類と動植物油脂をそれぞれ分析した場合はそれぞれの欄に、まとめて分析した場合は一番上の欄に記入する。

作成担当者： 所属課係名： 電話 (内線 )





別記様式 1 4 (第 1 4 条関係)

第 号  
令和 年 月 日

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者 様

市(町)公共下水道管理者  
市(町)長  
(公印省略)

特定施設に係る届出(変更命令)について(通知)

〔届出書を受理  
計画変更を命令〕したので、埼玉県流域下水道接続等取

扱要綱第 1 4 条第 1 項の規定により通知します。

備考:この通知は、届出を受理(処分)した日から起算して 10 日以内に行うこと。

担当 : \_\_\_\_\_ 連絡先 : \_\_\_\_\_ 担当者 : \_\_\_\_\_

別記様式 15 (第 14 条関係)

第 号  
令和 年 月 日

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者 様

市(町)公共下水道管理者  
市(町)長  
(公印省略)

悪質下水排出施設に係る届出について(通知)

届出書を受理したので、埼玉県流域下水道接続等取扱要綱第 14 条  
第 2 項の規定により通知します。

備考:この通知は、届出を受理した日から起算して 10 日以内に行うこと。

担当 : \_\_\_\_\_ 連絡先 : \_\_\_\_\_ 担当者 : \_\_\_\_\_

別記様式 16 (第 15 条関係)

第 号  
令和 年 月 日

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者 様

市（町）公共下水道管理者  
市（町）長  
（公印省略）

流域関連公共下水道管理者が行った処分  
について（通知）

に対して別添写しのとおり措置したので、  
埼玉県流域下水道接続等取扱要綱第 15 条の規定により通知します。

備考：この通知は、処分した日から起算して 10 日以内に行うこと。

担当： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_ 担当者： \_\_\_\_\_

別記様式 17 (第 15 条の 2 関係)

第 号  
令和 年 月 日

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者 様

市（町）公共下水道管理者  
市（町）長  
（公印省略）

合流式下水道の雨天時放流水質検査結果  
について（通知）

合流式下水道の雨天時放流水質について検査を実施したので、埼玉県流域下水道接続等取扱要綱第 15 条の 2 の規定により通知します。

備考：この通知は、雨天時放流が終了した日から起算して 30 日以内に行うこと。

担当： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_ 担当者： \_\_\_\_\_





別記様式 18 (第 15 条の 3 関係)

第 号  
令和 年 月 日

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者 様

市 (町) 公共下水道管理者  
市 (町) 長  
(公印省略)

特定事業場等からの排出水による事故時の措置  
について(通知)

〔 特 定 事 業 場 〕  
〔 悪質下水排出施設設置事業場 〕 から下水を排除して公共下水道を使用す

る者から 〔 法第 12 条の 9 第 1 項の規定による 〕 届出を受理したの、  
〔 ( 空 白 ) 〕

で、埼玉県流域下水道接続等取扱要綱第 15 条の 3 第 1 項の  
規定により通知します。

備考:この通知は、届出を受理した後、速やかに行うこと。

担当 : \_\_\_\_\_ 連絡先 : \_\_\_\_\_ 担当者 : \_\_\_\_\_

別表 1

## 有害物質等流出事故に係る通知（第 報）

年 月 日

受付	受付日時： 年 月 日 時 分		市 課
	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他（ ）		担当者名
通報者	事業場名：		分類：特定事業場・悪質下水排出施設設置事業場
	通報者所属・氏名：		
	連絡先 TEL： - - 、FAX： - -		
事故概要	発生（発見）日時： 年 月 日 時 分頃		
	事故発生場所（所在地）：		
	下水道に流入した有害物質等		
事故の内容			
	【想定される下水道への影響】		
応急の措置			
通報先	<input type="checkbox"/> 警察（ ）		<input type="checkbox"/> 河川管理者（ ）
	<input type="checkbox"/> 消防（ ）		<input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 環境部局（ ）		（ ）
備考			



別表 2

有害物質等流出事故に係る届出の通知

事業場名称				分類	特定事業場・悪質下水排水施設設置事業場	
事業場の所在地						
汚水発生施設等 管理責任者（窓口）		氏名		資格の有無		
		TEL	—	—	FAX	—
事故 状 況	事故の発生日時	年 月 日 時 分				
	事故の発見方法					
	事業場内の事故の 発生場所					
	発生原因	自然災害 ・ 施設の老朽化 ・ 操作ミス ・ その他（ ）				
	下水道に流入した 有害物質等					
	下水道への流入物 質量（推定）	mg（負荷量として）				
		流入水量 計		m <sup>3</sup>	流入水濃度	
	応急の措置の内容					
本事故対応の問い 合わせ先	所属・氏名		市町 下水道課		係・	
	TEL	—	—	FAX	—	—
備考						

別記様式 19 (第 15 条の 3 関係)

第 号  
令和 年 月 日

埼玉県流域下水道管理者  
埼玉県下水道事業管理者 様

市 (町) 公共下水道管理者  
市 (町) 長  
(公印省略)

特定事業場等からの排出水による事故時の措置  
について(通知)

〔 法第 12 条の 9 第 2 項の規定により、特定事業場  
悪質下水排出施設設置事業場 〕 から下水を排除  
して公共下水道を使用する者に〔 命 令  
依 頼 〕 したので、埼玉県流域下  
水道統等取扱要綱第 15 条の 3 第 2 項の規定により通知します。

備考:この通知は、命令したら速やかに行うこと。

担当 : \_\_\_\_\_ 連絡先 : \_\_\_\_\_ 担当者 : \_\_\_\_\_

別表 1

有害物質等流出事故に係る通知（第 報）

年 月 日

受付	命令日時： 年 月 日 時 分		市・町 課
	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他（                      ）		担当者名：
通報者	事業場名：		分類：特定事業場・悪質下水排出施設設置事業場
	通報者所属・氏名：		
	連絡先    TEL：                      -                      -                      、 FAX：                      -                      -		
事故概要	発生（発見）日時： 年 月 日 時 分頃		
	事故発生場所（所在地）：		
	下水道に流入した有害物質等		
事故の内容			
	【想定される下水道への影響】		
応急の措置			
通報先	<input type="checkbox"/> 警察（                      ）		<input type="checkbox"/> 河川管理者（                      ）
	<input type="checkbox"/> 消防（                      ）		<input type="checkbox"/> その他（                      ）
	<input type="checkbox"/> 環境部局（                      ）		（                      ）
備考			

別表 2

有害物質等流出事故に係る命令の通知

事業場名称				分類	特定事業場・悪質下水排水施設設置事業場	
事業場の所在地						
汚水発生施設等 管理責任者（窓口）		氏名		資格の有無		
		TEL	—	—	FAX	—
事故 状 況	事故の発生日時	年 月 日 時 分				
	事故の発見方法					
	事業場内の事故の 発生場所					
	発生原因	自然災害 ・ 施設の老朽化 ・ 操作ミス ・ その他（ ）				
	下水道に流入した 有害物質等					
	下水道への流入物 質量（推定）	mg（負荷量として）				
		流入水量	計	m <sup>3</sup>	・	流入水濃度
	応急の措置の内容					
本事故対応の問い 合わせ先	所属・氏名		市町 下水道課		係・	
	TEL	—	—	FAX	—	—
備考						

## 埼玉県流域下水道接続等取扱要綱別記様式作成要領

[平成6年3月23日付け下水第1111号下水道課長通知]

[平成17年11月14日付け下水第456号下水道課長通知（一部改正）]

[令和3年3月19日付け下事第520号下水道局長通知（一部改正）]

### 別記様式1 関係

この申請には、正本に副本を一部添付すること。

#### 1 別表1「流域下水道接続調書」の作成

この調書は、全体計画について作成すること。

##### (1) 整理番号

記入しないこと。

##### (2) 接続箇所名

当該接続箇所の地名、地番を記入すること。

##### (3) 接続箇所番号及び処理分区名

流域下水道管理者が指定（「流域下水道処理計画一般図」参照）した番号及び処理分区名を記入すること。

##### (4) 処理分区内の地名

接続する処理分区内の町名（小字程度）を記入すること。

##### (5) 合流区域下水量

計画下水量は、汚水量と雨水量の合計とし、雨天時の計画汚水量及び雨水越流量は堰高計算に用いた数値を記入すること。

##### (6) 処理分区計画概要

当該接続に係る処理分区の計画概要を記入すること。

ア 汚水量は、流域下水道へ流入する水量を記入するものとし、家庭及び営業汚水量と工場排水量に区分し、総汚水量の時間最大汚水量は別添の流量計算表の総水量に原則として一致するものであること。

イ 合流区域については、総汚水量の時間最大欄の（ ）内には雨天時に流域下水道へ流入する下水量を記入すること。

##### (7) 地盤高及び管底高

T・Pで記入すること。

##### (8) 流域関連公共下水道最終端管渠、接続管、流域下水道幹線管渠及び流域下水道取付管

別記2別図（流域下水道へ流域関連公共下水道を接続する場合）を参照すること。

(9) 雨水吐き口の位置及び放流先河川名

当該処理区域内の全雨水吐き口の地名及び放流先河川の名称とする。なお、2箇所以上ある場合は番号を付して記入すること。

2 「流域関連公共下水道流量計算表」の作成

様式は、当該処理分区の下水道計画に用いた流量計算表に準じたものとする。記入内容は、流域関連公共下水道幹線の流量計算がわかり、かつ流域関連公共下水道最終端管渠の排水面積、流出量、管径、管底高、勾配、土被り等が明示されていること。

なお、雨水吐き室がある場合は、堰高計算書を添付すること。

3 「添付図面」の作成

(1) 処理分区平面図（縮尺：10,000分の1程度）

ア 申請処理分区及びその名称：黒色実線

イ 流域下水道幹線、準幹線及びその名称：茶色実線

ウ 合流区域：青色実線で囲む

エ 分流区域：緑色実線で囲む

オ 申請処理分区に係る接続箇所及び接続番号：赤色の↓印及び番号

カ 申請処理分区（合流区域）に係る全雨水吐き室（2箇所以上ある場合は号を付すこと）：緑色の□印

キ 流域関連公共下水道ポンプ場：二重丸

(2) マンホール構造図

流域関連公共下水道施設の最終端マンホールから流域下水道まで（接続管、流入マンホール、流域下水道取付管及び接続マンホールを含む。）の平面図、縦断図、各マンホールの横断図（縮尺1/50）及び位置図（平面図、縦断図。町名、地番も記入のこと。縮尺縦1/100、横1/500）並びにゲート止水設備詳細図とする。

(3) 雨水吐き室構造図（縮尺：50分の1程度）

雨水吐き室構造図は、雨水吐き室の構造図及び付近平面図（町名、地番も記入のこと。）とする。また、雨水吐き室から接続管及び雨水吐き室から雨水吐き

口間の縦断面図（縮尺は任意）も添付すること。2箇所以上ある時は、番号を付すこと。

(4) 雨水吐き口構造図（縮尺：50分の1程度）

雨水吐き口の構造図、放流先河川の横断面図（高水位、低水位も記入のこと。）及び付近平面図（町名、地番も記入のこと。）とする。

2箇所以上あるときは、番号を付すこと。

## 別記様式6 関係

この申請には、正本に副本を一部添付すること。

申請書の処理分区名の欄には、各区域に該当する処理分区名を列挙し、面積欄には、各区域ごとの計の面積を記入する。

別表の数値は原則として、処理分区ごとに次のように記入する。

面積：単位 ha で、四捨五入して小数点以下第2位までとする。

水量：単位  $m^3$ /日 で、四捨五入して整数とする。

### 1 別表1「申請内訳表」の作成

区域外流入は原則として、右側の1列にまとめて記入するとともに、左側の計の欄にも外数（ ）書きする。

(1) 既承認区域欄（（ ）内にAかBを書くこと。）

A 前回の申請書の申請区域欄の値を転記する。

なお、区域外流入については、当該申請までの間に新たに同意されたものがある場合は、その分を加えて記入する。

B 毎年7月以降、最初に使用変更承認申請（処理開始予定年月日が9月以降の最初の申請）を行うときは、要綱第10条による流域下水道管理者からの依頼に基づき提出した「年度末下水道普及実績調書」（以下「年度末実績」という。）を用いて、次の式により算出した値を記入する。

(ア) 処理区域

年度末実績の処理区域面積・人口＋4月以降追加された区域に係る使用変更承認申請書の別表1の追加区域欄の値の累計。

(イ) 区域外流入

年度末実績の人口・面積＋4月以降同意された区域外流入の累計。

なお、4月以降処理開始区域になった場合は、その処理開始に係る申

請書の区域外流入マイナス分について、人口・面積から引く。

(2) 新規（追加）区域欄

新規に、あるいは追加して処理開始を予定している区域の面積、人口（申請時）を記入すること。

人口については、住民基本台帳によって調査すること。丁目又は字を分割して一部が処理区域となる場合は、面積割によって算出すること。また、都市計画区域などにより明らかに人口の偏在がある場合は、それぞれのケースに応じて判断し、適切に把握すること。

なお、区域外流入を処理開始区域にするときは、その分をマイナスで記入する。

(3) 申請区域欄

既承認区域欄、新規（追加）区域欄の合計をそれぞれ記入すること。

(4) 整理番号

内訳表が2枚以上となるときは、分母には調書の合計枚数を、分子には通し番号を記入すること。

2 別表2「汚水量調書」の作成

汚水量原単位は、県の当該流域の下水道事務所長（以下「所長」という。）が指定したものを用いる。

なお、区域外流入は原則として、右側の1列にまとめて記入するとともに、左側の計の欄にも外数（ ）書きする。

(1) 既承認区域欄（（ ）内にAかBかCを書くこと。）

A 前回の申請書の申請区域欄の値を転記する。

なお、区域外流入については、当該申請までの間に新たに同意されたものがある場合、その分を加えて記入する。

B 毎年7月以降、最初に使用変更承認申請を行うとき（1（1）Bと同じとき）は、次の式により算出した値を記入する。

(ア) 処理区域

a 家庭及び営業汚水量

年度末実績の処理区域内人口（人）×汚水量原単位（L/日・人）×  
1/1,000 + 4月以降追加された区域に係る使用変更承認申請書の別表2の追加区域欄の値の累計（以下「4月以降追加分」という。）



b 工場排水量

年度末実績の工場排水量の（ ）外の値と（ ）内の値の和+4月以降追加分

c その他

年度末実績のその他の値+4月以降追加分

d 総汚水量

家庭及び営業汚水量、工場排水量及びその他の各欄の合計を記入すること。

(イ) 区域外流入

a 家庭及び営業汚水量

年度末実績の人口（人）×（汚水量原単位+90）（L/日・人）×1/1,000+年度末実績の家庭及び営業汚水量のうち夜間人口0人の分+4月以降同意された区域外流入に係る家庭及び営業汚水量

b 工場排水量

年度末実績の工場排水量の（ ）外の値と（ ）内の値の和+4月以降同意された区域外流入に係る工場排水量の累計

c その他

原則として記入しない。

d 総汚水量

各欄の合計を記入すること。

なお、4月以降処理開始になった場合は、その処理開始に係る申請書の区域外流入マイナス分について、上記のa～dから引く。

C 所長が、指定した汚水量原単位の値の変更を通知した場合においては、それが適用される最初の使用変更承認申請を行うときは、家庭及び営業汚水量に限りA、Bによらずに、次の式により算出した値を記入すること。

$$\text{家庭及び営業汚水量 (m}^3\text{/日)} = \text{変更後の汚水量原単位 (L/日・人)} \\ \times \text{当該申請の別表1の既承認区域欄の人口 (人)} \times 1/1,000$$

(2) 新規（追加）区域欄

ア 家庭及び営業汚水量

所長の指定した汚水量原単位を使用して、次の式により算出した値を記入すること。

家庭及び営業汚水量 (m<sup>3</sup>/日) = 汚水量原単位 (L/日・人) × 新規 (追加)  
区域内人口 (人) × 1 / 1, 000

イ 工場排水量

別表3「工場等調書」の新規 (追加) 区域の計の欄の値を記入すること。

ウ その他

浸入水等の水量を雨期 (6月～10月) に実測して、記入すること。

ただし、実測不可能な場合は、次の式により算出した値を記入すること。

その他 (m<sup>3</sup>/日) = 90 (L/日・人) × 新規 (追加) 区域内人口 (人)  
× 1 / 1, 000

エ 総汚水量

家庭及び営業汚水量、工場排水量及びその他の各欄の合計を記入すること。

なお、区域外流入を処理開始区域にするときは、その分をア～エについてマイナスで記入する。

(3) 申請区域欄

既承認区域欄、新規 (追加) 区域欄の合計をそれぞれ記入すること。

(4) 整理番号

調書が2枚以上となるときは、分母には調書の合計枚数を、分子には通し番号を記入すること。

3 別表3「工場等調書」の作成

対象とする事業場は、特定事業場、別記6に定める事業場 (排除量10m<sup>3</sup>/日以下の飲食店を除く。) 及びその他生産活動に伴い下水を排除する全事業場とする。

(1) 既承認区域欄

要綱第10条による流域下水道管理者からの依頼に基づき提出した「年度末下水道普及実績調書」をもとに毎年7月以降は見なおしを行い (1 (1) Bと同じとき)、工場排水量の欄の ( ) 外の値を下水道使用工場の排水量の欄に、( ) 内の値を下水道未使用工場の排水量の欄に、両者の値の和を計の欄にそれぞれ記入すること。

なお、4月以降処理開始又は使用承認申請を行った場合は、その追加分を下水道未使用工場の排水量に加算する。

(2) 新規 (追加) 区域欄

ア 特定施設の番号

当該事業場が水質汚濁防止法施行令別表1の特定施設を設置しているときは、その番号（複数設置している場合はそれぞれの番号すべて）を記入すること。

なお、特定施設を設置していない事業場は「○」を記入すること。

イ 日平均排水量

過去1年間の日平均排水量を記入すること。

ウ 除害施設の名称

有害な物質等を処理する施設のすべてを記入すること。

[例] 沈降分離装置、浮上分離装置

エ 将来の下水道使用の有無及び放流先河川名

事業場の排出水の水質等を勘案し、法第10条第1項の規定に基づく「許可」をする予定の事業場については、無を○で囲み、「許可」をする予定がないものについては、有を○で囲む。

なお、放流先河川名を下段に記入すること。

オ 排水の状況及び対策

排水の状況は、環境部局等の資料や使用薬品等を調査し、後記(5)の排水の分析結果などを勘案して記入すること。

なお、市町の条例において、事業場から排除される下水の量により、水質（水温、pH、BOD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量、燐含有量、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量並びに沃素消費量に限る。）のいかんにかかわらず下水道への排除基準が適用されない事業場については、「適用除外」と記入すること。

カ 日平均排水量の計の欄には、将来の下水道使用「有」とした工場の日平均排水量の和を記入すること。

(3) 申請区域欄

下水道使用工場の排水量の欄には、既承認区域の下水道使用工場の排水量の欄の値を、下水道未使用工場の排水量の欄には、既承認区域の下水道未使用工場の排水量の欄の値に新規(追加)区域の日平均排水量の計の値を加えた値を記入し、計の欄には、両者の合計の値を記入すること。

(4) 整理番号

調書が2枚以上となるときは、分母には調書の合計枚数を、分子には通し番

号を記入すること。

(5) 排水の分析結果の添付

別記7の1に定められた事業場については、環境部局における水質分析結果、または公共下水道管理者が行った分析結果を添付すること。

4 「添付図面」の作成

処理計画図（縮尺10,000分の1程度）

ア 申請処理分区の名称：黒色実線

イ 処理分区境界：茶色鎖線

ウ 計画合流区域：青色実線で囲む

エ 計画分流区域：緑色実線で囲む

オ 既承認区域：オレンジ色ぼかし（薄く塗る。以下同じ。）

カ 新規（追加）区域：赤色ぼかし

キ 区域外流入区域：ピンク色ぼかし（黄色でもよい）

ク 流域下水道幹線、準幹線及びその名称：茶色実線

ケ 当該処理分区の接続箇所及び接続番号：茶色実線

コ 工場等の所在地：別表3「工場等調書」の番号欄の数字を図上に黒色で記入し、○で囲む。

なお、これらの項目の一部が印刷された図面があればそれを用いてよい。

また、その図面に全体計画区域が表示されていれば、エ 計画分流区域の囲みを省略してよい。

## 別記様式8の2関係

この協議には、正本に副本を一部添付すること。

変更の協議にあつては、変更前と変更後を対比して記載すること。

流入させる理由は、別紙にできる限り具体的かつ詳細に記載すること。

区域外流入区域図、排水設備の系統図等の図面及び汚水の処理方法、雨水流出抑制（必要対策量、計画対策量、算出根拠）、周辺の状況その他当該区域外流入に関する文書を添付することとし、区域外流入区域図には、処理区域を明示すること。

## 別記様式 9 関係

提出期日は、6月30日を原則とし、休日等を考慮し、設定すること。

依頼に当たり、次のとおり別表の作成方法について周知すること。

別表の数値は原則として、処理分区ごとに次のように記入する。

面積：単位 ha で、四捨五入して小数点以下第2位までとする。

水量：単位 m<sup>3</sup>/日 で、四捨五入して整数とする。

### 1 別表「年度末下水道普及実績調書」の作成

#### (1) 処理区域面積から水洗化率までの欄について

3月31日までに処理開始した区域の状況を記入すること。なお、区域外流入は、3月31日までに同意の回答があったものについて、原則として右側の1列にまとめて記入するとともに、左側の計にも外数（ ）書きする。

##### ア 行政人口

計には、市町全体の行政人口（ただし、二流域にわたる市町は該当する流域だけの行政人口）を記入する。また、各処理分区には、それぞれの分区内の行政人口を記入する。なお、単独公共下水道がある市町は、原則としてその行政人口も含める。

##### イ 人口及び世帯数

住民基本台帳によって調査し、毎年見直しを行うこと。ただし、丁目又は字を分割して、その一部が処理区域となる場合は、面積割りによって算出すること。また、都市計画区域などにより、明らかに人口の偏在がある場合はそれぞれのケースに応じて判断し、適切に把握すること。

#### (2) 下水量の欄について

上記(1)の区域の当該年度の下水量を年間日数で日平均した値を記入すること。ただし、当該年度に初めて処理開始した市町は、原則として処理開始から年度末までの日数により日平均した値を記入すること。なお、区域外流入については、左側の計では内数の扱いとし、（ ）書きは不要である。

##### ア 工場排水量

別記様式 6 関係別表 3 「工場等調書」の作成に示す全事業場について、求めること。

(ア) ( ) 外には、3月31日までに下水道の使用を開始した事業場について、下水道有収水量を記入すること。

(イ) ( ) 内には、3月31日までに下水道の使用を開始していない事業場の日平均排水量（ただし、法第10条第1項の規定に基づき、排水設備の設置義務免除を許可したもの及び許可を予定しているものは除く。）を記入すること。

事業場数の( ) 外、( ) 内には、上述の排水量に相当する事業所数をそれぞれ記入すること。

#### イ 家庭及び営業汚水量

前述の工場排水量の対象とならないすべての下水道使用者について、下水道有収水量により求めて記入すること。ただし、丁目又は字を分割してその一部が処理区域となっている場合その他の理由で集計が困難な場合は、前記(1)イ人口及び世帯数の把握方法に準じて算出すること。

なお、区域外流入については、家庭及び営業汚水量のうち夜間人口0人の分の日平均排水量がわかるように、この欄に記入する。

#### ウ 計

当該年度の流域下水道維持管理負担金算定流入下水量により記入すること。ただし、区域外流入については原則として、工場排水量の( ) 外の値と家庭及び営業汚水量の和を記入し、その分を該当する処理分区から引いておく。

#### エ その他

計から工場排水量の( ) 外の値と家庭及び営業汚水量を差し引いた水量を記入すること。

#### (3) 汚水量原単位及び浸入水等原単位の欄

次の式により算出し、四捨五入して小数点以下第3位までの値を記入すること。

$$\begin{aligned}
& \text{汚水量原単位 (対処理区域内人口)} \quad (\text{m}^3/\text{日} \cdot \text{人}) \\
= & \frac{\text{Hy}}{\text{C}_1 \times \text{T}_1 + \text{C}_2 \times \text{T}_2 + \dots + \text{C}_n \times \text{T}_n} \\
& \text{汚水量原単位 (対水洗化人口)} \quad (\text{m}^3/\text{日} \cdot \text{人}) \\
= & \frac{\text{Hy}}{\text{D}_1 \times \text{T}_1 + \text{D}_2 \times \text{T}_2 + \dots + \text{D}_n \times \text{T}_n} \\
& \text{浸入水等原単位} \quad (\text{m}^3/\text{日} \cdot \text{ha}) \\
= & \frac{\text{Iy}}{\text{A}_1 \times \text{T}_1 + \text{A}_2 \times \text{T}_2 + \dots + \text{A}_n \times \text{T}_n}
\end{aligned}$$

Hy：当該年度の家庭及び営業汚水量の有収水量の全量 (m<sup>3</sup>)

Iy：当該年度のその他の全量 (m<sup>3</sup>)

T<sub>1</sub>：当該年度の4月1日から第一回目の処理開始日の前日までの期間 (日)

C<sub>1</sub>：当該年度の4月1日現在の処理区域内人口 (人)

D<sub>1</sub>：当該年度の4月1日現在と第一回目の処理開始日の前日現在の平均水洗化人口 (人)

A<sub>1</sub>：当該年度の4月1日現在の処理区域面積 (ha)

T<sub>2</sub>：第一回目の処理開始日から第二回目の処理開始日の前日までの期間 (日)

C<sub>2</sub>：第一回目の処理開始日現在の処理区域内人口 (人)

D<sub>2</sub>：第一回目の処理開始日現在と第二回目の処理開始日の前日現在の平均水洗化人口 (人)

A<sub>2</sub>：第一回目の処理開始日現在の処理区域面積 (ha)

以下同様とし、最後の処理開始日から3月31日現在までの期間をT<sub>n</sub>とし、最後の処理開始日現在の処理区域内人口をC<sub>n</sub>とし、最後の処理開始日現在と3月31日現在の平均水洗化人口をD<sub>n</sub>とし、最後の処理開始日現在の処理区域面積をA<sub>n</sub>とする。

なお、当該年度の4月1日に処理開始した場合は、その日は上記の式において第一回目の処理開始日ではないことに注意する。すなわち、4月2日以降に処理開始した日が第一回目から最後の処理開始日になる。

## 別記様式 10 関係

提出期日は、6月30日を原則とし、休日等を考慮し、設定すること。

依頼に当たり、次のとおり調書の作成方法について周知すること。また、調書に図面を三部添付するよう依頼すること。

調書の数値は原則として、処理分区ごとに次のように記入する。

面積：単位 ha で、四捨五入して小数点以下第2位までとする。

水量：単位 m<sup>3</sup>/日 で、四捨五入して整数とする。

### 1 別表1「流域下水道接続承認申請予定調書」の作成

この調書には、要綱第3条による当該年度及び翌年度の接続承認申請予定を記入すること。

### 2 別表2「流域下水道使用承認申請予定調書」の作成

この調書には、要綱第6条に基づき既に使用（使用変更）承認申請した区域並びに当該年度及び翌年度に申請する予定の区域について、(1)・(2)により処理分区ごとに計算して記入すること。このとき、汚水量原単位は、当該流域の下水道事務所長が指定したものをを用いる。なお、要綱第9条第1項に基づき協議した区域外流入についても、原則として右側の1列にまとめて記入する。そして、左側の計には、これを内数とする合計値を記入すること。

#### (1) 申請予定月

処理開始の公示をしようとする日（原則として、処理開始予定年月日の15日前。）から起算して30日前の月とする。

なお、区域外流入については、協議を行った月とする。

#### (2) 当該年度の前年度末累計について

要綱第10条による流域下水道管理者からの依頼に基づき提出した、「年度末下水道普及実績調書」（以下、「年度末実績」という。）を用いて、次の式により算出した値を記入する。

#### ア 処理区域

##### (ア) 面積・人口

年度末実績の処理区域面積・人口 + 4月及び5月に追加して処理開始した区域の申請値

##### (イ) 総汚水量

年度末実績の処理区域人口（人）×汚水量原単位（L/日・人）×1/



1, 000 + 年度末実績の工場排水量の( )外及び( )内の値の和 + 年度末実績のその他 + 4月及び5月に追加して処理開始した区域の申請値

イ 区域外流入

(ア) 面積・人口

年度末実績の面積・人口 + 3月までに追加して協議を行った区域外流入の協議値<sup>マイナス</sup> - 区域外流入で協議したもののうち4月及び5月に追加して処理開始した区域の申請値

(イ) 総汚水量

年度末実績の人口(人) × (汚水量原単位 + 90) (L/日・人) × 1 / 1, 000 + 年度末実績の家庭及び営業汚水量のうち夜間人口0人の分 + 年度末実績の工場排水量の( )外及び( )内の値の和 + 年度末実績のその他 + 3月までに追加して協議を行った区域外流入の協議値<sup>マイナス</sup> - 区域外流入で協議したもののうち4月及び5月に追加して処理開始した区域の申請値

(3) 当該年度の4月から翌年度の3月について

ア 処理区域

既に申請した区域については、申請値を転記する。

これから申請する予定の区域については、別記様式6 関係別表1(2)及び別表2(2)により、申請予定値を記入する。

なお、総汚水量に工場排水量が含まれる場合は、工場排水量の分だけ原則として表の下の備考欄にも記入する。

イ 区域外流入

既に協議を行った区域について、協議値を転記する。また、処理開始の公示をするための使用承認申請(予定)があるものについては、マイナスで記入する。

3 「添付図面」の作成

別表1及び別表2に対応する図面(縮尺10,000分の1程度の処理計画図)を三部作成する。凡例は原則として次のとおりとするが、その項目の一部分が印刷された図面であれば、それを用いてよい。

ア 処理分区の名称: 黒色

イ 処理分区境界: 茶色鎖線

- ウ 合流区域：青色実線で囲む
- エ 事業認可区域：紫色一点鎖線で囲む
- オ 法第25条の14に基づく通知区域：赤色実線で囲む
- カ 前年度末までの施工区域：オレンジ色ぼかし
- キ 当該年度施工区域：赤色ぼかし
- ク 翌年度施工区域：緑色ぼかし
- ケ 前年度末累計の使用承認申請済区域：オレンジ色ハッチング
- コ 当該年度の使用承認申請予定（4月から7月は済）区域：赤色ハッチング
- サ 翌年度の使用承認申請予定区域：緑色ハッチング
- シ 流域下水道幹線、準幹線及びその名称：茶色
- ス 接続工事完成済みの箇所：黒色矢印（←）
- セ 接続工事未完成だが、承認済み又は申請済みの箇所：青色矢印（←）
- ソ 接続承認申請予定箇所：赤色矢印（←）

## 別記様式1 1 関係

提出期日は、12月25日を原則とし、休日等を考慮し、設定すること。

依頼に当たり、次のとおり調書の作成方法について周知すること。また、正本に副本を一部添付するよう依頼すること。

### 1 別表1「流域下水道流入下水水質調書」の作成

#### (1) 実測下水量

水質調査と同一日に実測した下水量を記入すること。

#### (2) 備考

水質試験結果に対する所見を記入すること。

### 2 別添図「流量変動図」の作成

折れ線グラフとし、水質測定を行った日の流量変動図を作成すること。

## 別記様式1 2 関係

正本に副本を一部添付するよう依頼すること。

別表「流域下水道流入下水水質調書」の作成は、別記様式1 1 関係を参照すること。

## 別記様式1 2 の 2 関係

別表「流域下水道流入下水水質調書」の作成は、別記様式 1 1 関係を参照すること。

### 別記様式 1 3 関係

依頼に当たり、次のとおり調書の作成方法について周知すること。

別表「特定事業場等排水水質調書」の作成

排水量の日平均については、特定事業場の場合は原則として、「水質汚濁防止法の施行について（昭和 46 年 9 月 20 日環水管第 24 号環境庁水質保全局長通達）」の記 I 2 に基づいて、又はこれに準じた方法で算定した値を記入する。例えば、下水道有収水量を稼働日数で割った値を記入する。

また、排除基準の水温から沃素消費量までの欄には、当該市町の条例に定められた基準値（横出し規制項目については、項目名及び基準値）を記載し、令第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質については、測定した物質に係る政令の基準値を記載すること。なお、同一項目又は物質において、異なった基準値の適用を受けるときは、緩やかな基準値の方を（ ）書きで併記すること。

横出し規制項目及び令第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質については、測定項目数が多い場合、別紙に記載し添付すること。

問題のある事業場については措置内容を記載した書類を添付するとともに、排除基準違反に対する注意、勧告等の文書の写しも添付すること。

### 別記様式 1 4 関係

法第 12 条の 3 第 1 項及び第 12 条の 4 の届出書には、受理書の写しも添付すること。

### 別記様式 1 5 関係

悪質下水排出施設に係る届出については、例として次のような事業場が対象に含まれる。

- 各市町の下水道条例の定めに基づき、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならぬ事業場。
- 埼玉県生活環境保全条例第 49 条第 8 号の「指定施設（汚水等に係るものに限る。）」（同条例別表第 2 第 4 号）を設置している事業場。

## 別記様式 17 関係

検査は、「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル」を参考に、公共下水道管理者が定めた方法により実施する。

### 1 別表 1 「合流式下水道の雨天時放流水質検査結果調書」の作成

#### (1) 日時

設定された代表吐き口での採水間隔に基づき、採水した日時を記入すること。

#### (2) 平均水質

流量比混合した試料を測定する方法、もしくは個々の試料の水質測定値を流量により加重平均して求めること。

なお、後者の方法による場合は、【特記事項】①平均水質の算定方法欄に計算式を記入すること。

#### (3) 放流水の量

積算流量の総和を記入すること。

#### (4) 積算流量

当該日時に測定された流量 (m<sup>3</sup>/秒) × 当該日時の前後に測定された日時を差し引いた時間 (秒) ÷ 2

ただし、初回に測定された日時の積算流量は、当該流量に 2 回目測定日時と初回測定日時を差し引いた時間の半分を掛けたものとする。また、最後に測定された日時の積算流量は、当該流量に最後測定日時とそのひとつ前の測定日時を差し引いた時間の半分を掛けたものとする。

### 2 別表 2 「水質検査結果記録表 (降雨観測)」の作成

#### (1) 日時

雨量計により 1 時間おきに観測された日時を記入すること。

#### (2) 降雨量

左側の欄には、当該日時から 1 時間の間に観測された降雨量を記入し、右側の欄には、それまでの累積降雨量を記入すること。

## 別記様式 18 関係

法第 12 条の 9 第 1 項による届出を受理した際、別表 2 によりその内容を通知すること。

なお、届出受理前に通報等により事故の発生を確認した場合は、電話連絡と併せ速やかに別表 1 により第 1 報を、情報が更新され次第続報を収束するまで FAX 等で通知

すること。その際、鑑として様式18の添付を要しない。

1 別表1「有害物質等流出事故に係る通知（第報）」の作成

(1) 受付

事業場から事故の通報を受けた日時を記入すること。

(2) 事故の内容

要綱別記8を参考に、事故の内容を詳細に記入すること。

(3) 応急の措置

要綱別記9を参考に、応急の措置内容を詳細に記入すること。

2 別表2「有害物質等流出事故に係る届出の通知」の作成

(1) 汚水発生施設等管理責任者（窓口）・資格の有無

この欄には、管理責任者が資格を有している場合、「公害防止管理者」、「公害防止主任者」等の具体名称を記入すること。有していない場合、「無」と記入すること。

(2) 下水道への流入物質量（推定）

下段の流入水量は、時間当たり平均流量（ $\text{m}^3/\text{h}$ ）に排除された時間を乗じて求めること。また、流入水濃度は、平均濃度として算出すること。上段の負荷量は、流入水量×流入水濃度により求めること。

(3) 応急の措置の内容

要綱別記9を参考に、応急の措置内容を詳細に記入すること。

### 別記様式19関係

法第12条の9第2項による命令をした際、別表2によりその内容を通知すること。

なお、命令前に通報等により事故の発生を確認した場合は、電話連絡と併せ速やかに別表1により第1報を、情報が更新され次第続報を収束するまでFAX等で通知すること。その際、鑑として様式19の添付を要しない。

1 別表1「有害物質等流出事故に係る通知（第報）」の作成

(1) 受付

事業場から事故の通報を受けた日時を記入すること。

(2) 事故の内容

要綱別記8を参考に、事故の内容を詳細に記入すること。

(3) 応急の措置

要綱別記9を参考に、応急の措置内容を詳細に記入すること。

## 2 別表2「有害物質等流出事故に係る命令の通知」の作成

### (1) 汚水発生施設等管理責任者（窓口）・資格の有無

この欄には、管理責任者が資格を有している場合、「公害防止管理者」、「公害防止主任者」等の具体名称を記入すること。有していない場合、「無」と記入すること。

### (2) 下水道への流入物質量（推定）

下段の流入水量は、時間当たり平均流量（ $\text{m}^3/\text{h}$ ）に排除された時間を乗じて求めること。また、流入水濃度は、平均濃度として算出すること。上段の負荷量は、流入水量×流入水濃度により求めること。

### (3) 応急の措置の内容

要綱別記9を参考に、応急の措置内容を詳細に記入すること。